

## 平成29年第1回奥多摩町議会定例会予算特別委員会 会議録

1 平成29年3月16日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会予算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君		

《傍聴議員》

第12番 須崎 眞君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総務課長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教育課課長補佐	原島 保君
病院事務長	河村 光春君		

平成 29 年第 1 回奥多摩町議会定例会

予算特別委員会議事日程〔第 2 日〕

平成 29 年 3 月 1 6 日

午前 10 時 00 分 開 議

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	――	委員長開議宣告	――
2	議案第 20 号	平成 29 年度奥多摩町一般会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
3	議案第 21 号	平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別 会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
4	議案第 22 号	平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事 業特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
5	議案第 23 号	平成 29 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
6	議案第 24 号	平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
7	議案第 25 号	平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
8	議案第 26 号	平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
9	議案第 27 号	平成 29 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案のとおり可 決すべきもの

(午後 4 時 19 分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○委員長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。これより、予算特別委員会を再開します。

直ちに会議を開きます。

本日は、一昨日の本委員会第 1 日に説明を受けた各議案の質疑を行います。

なお、答弁説明者をお願いします。

歳入の質疑であります。歳入の項目及び質疑によっては、歳出と関連する、または対応する事業が多くありますので、歳出に連動する事業の歳入の説明については、各事業内容等を理解しやすくするために、歳出のページを示した上で歳出も含めて一括で答弁・説明をお願いします。

また、質問される委員をお願いします。

ただいま説明者に理解しやすい説明をお願いしましたが、説明者が質問内容を十分理解できるよう、1 回の質問につき 3 項目までとさせていただきます。答弁漏れなく、理解を深めるためにもご協力をお願いいたします。

それでは、議案第 20 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計予算の歳入の質疑を行います。

質疑のある委員は挙手願います。

2 番、大澤委員。

○2 番（大澤 由香里君） 町税について、ページで言うと 10 ページになるかと思いますが、町税の滞納件数と滞納額、それから主な滞納理由がわかりましたらお教えてください。

○委員長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 2 番、大澤委員のご質問にお答えいたします。

直近の滞納額でお答えさせていただきます。

町都民税につきましては、滞納繰越分、22 名で 278 万 5,400 円。これは 1 月末日現在です。固定資産税につきましては、滞納繰越分で 30 名、230 万 4,900 円。軽自動車につきましてはゼロになっております。

この内容でございますけれども、主に大口滞納者がございます。大口の 10 万円以上の滞納者という方が 9 名おります。こちらにつきましては 9 名で、あと、会社を退職して社会保険への移行という方がいらっしゃいます。

それと、固定資産税につきましても、やはり 10 万円以上の大口滞納者 1 名、それとあと、行方不明ですとか死亡によるものがございます。そのようなことが主な理由となっております。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） 4番、清水委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水です。

款01の税について質問させていただきます。

本会議第1日に、町長のご挨拶の中にも、税収が10年減少しているというお話がございました。それで、この事前配付された予算概要の中でも、税収はかなり大きな金額で例年減額ということで、単純平均で2,600万ぐらい、この22年度からの資料には説明をされておりますけれども、今回、前年に対して14万という微減といたしますか、ほぼ前年と同額というような税収、全体が税収になっておりますので、この辺が、今までの減額のスピードが速かったのか、この辺で税収の少し減少割合が落ちついてきたのか、その辺をもし分析されていまして、教えていただきたいと思っております。

○委員長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 4番、清水委員のご質問にお答えさせていただきます。

14万円の微減という形になりましたけれども、こちらの大きな要因といたしましては、固定資産税と軽自動車税の増額が大きな要因となっております。

中でも固定資産税につきましては、土地の地価の下落がありまして、11万9,000円という減はありますけれども、そのほかで家屋につきましては188万2,000円、2.2%の増。また、償却資産につきましては、企業の設備投資などもございまして131万5,000円、1.0%の増。

それと、国有資産等所在市町村交付金の中で、総務局と水道局の減額はありますけれども、交通局の部分において、第三発電所に至る奥多摩管内の海沢の貯水池ですとか、水路における設備投資、整備が行われたということで、こちらの台帳価格の改正がありまして、419万8,000円、16.1%増となっております。こちらが主な大きな要因、伸びている要因となっております。

また、軽自動車税につきましても、税制改正などが行われまして、172万8,000円ということで、13.3%伸びたということで、こちらが増額要因の部分伸びたという内容となっております。

今後は、平成30年度評価替え等もございまして、今回は14万の微減になりましたけれども、翌年度以降はまた減額幅が大きくなる見込みも分析しております。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

6 番、石田委員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

31 ページの教育費都補助金の中の、新しい学校づくり重点支援事業補助金というところで、支出のほうは 167 ページなんですけれども、I C T の活用ということで、29 年度が今回最後で、重点的にやっておられたというご説明でしたけれども、タブレットの具体的な活用場面とタブレットがどのような効果があったとかということ、簡単でいいですので教えていただければと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） それでは、6 番の石田委員のご質問にお答えいたします。

この新しい学校づくり重点支援事業につきましては、こちらにつきましては、平成 29 年度が最終年度となりまして、I C T 教育の推進に係る備品等の購入、それとエアコン増設等に係る補助金、それに充当するということになっておりまして、I C T 教育の推進に図るという部分で、やはりタブレット端末を使った備品を購入するということになっております。

この備品につきましては、無線 L A N を今後、学校のほうに配備していく関係で、その無線 L A N 整備に係るルーター等を購入していくというふうに今後考えているところであります。

タブレット教育につきましては、今現在、各中学校のほうで 1 人 1 台持っている中で、家のほうにも持ち帰って家庭学習もしているというところでありまして、それと、今黒板のほうに書いている部分を、タブレットを使って生徒全員で、そのタブレット 1 台で黒板のほうに共有して勉強していくというようなことも取り組んでおりますし、それとあと家庭学習につきましては、家のほうでタブレット端末を見ながら、それで学校の先生がタブレットの中に入って、家庭学習をしている部分を見ながら生徒に教えるということもできているという状況でありますので、今後もタブレット教育を使った教育を推進していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、木村委員。

○1 番（木村 圭君） 1 番、木村です。

14 ページ、03 の商工使用料の中に、青目立不動尊休み処という項目で、前回の説明で、

現在の使用者が3月で終了するというようなお伺いをしました。予算的には22万1,000円という金額ですけど、次期の使用者とかそういうものをどのように決めるのか。この辺が早くしないと、またシーズンオンのときに休みになってしまうというようなこともありますので、その辺を教えてください。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 1番、木村委員の、青目立不動尊の使用料についてのご質問にお答えをさせていただきます。

青目立不動尊、こちらにつきましては、議案提案の際、本会議のほうで、指定管理者の指定のときに報告という形でやらせていただきましたが、廃止というふうに申請をいただいたのがつい先ごろということで、この当初予算を組む段階では年間分をそのまま組ませていただいております。

そういう中で、今後すぐにまた募集をかけて、新しい指定管理者を指定したいというふうに思っております。そんなことで、どういった方が入ってくるかというのがありますが、中の施設の一部改修といいますか、そういう部分もありますので、募集して、いつオープンというのは、ちょっと現段階ではまだわからないところでありますが、早く募集を行って早く利用がされるようにしていきたいというふうに思っております。

また、使用料についてですが、新たな使用者となった場合につきましては、初年度は全額免除という形になりますので、こちらは決まりました段階で、また補正等で減額というような形の対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いできればと思っております。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありますか。

3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

35ページなんですけど、ふるさと納税の寄付金が2万になっていまして、先日の補正では30万5,000円、また新しい返戻品も考えているということなんですけど、2万という設定されたご理由をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、澤本委員のご質問にお答え申し上げます。

款の16になりますが、ふるさと納税寄付金の部分ということで、補正予算の際は大きい額ということで、こちらにつきましては、年度末に近づいてということで、実績額見合い

ということで補正の増額をさせていただいたという経緯がございます。それがまず1点です。

それから、今回、当初の予算では、ふるさと納税寄付金が2万円という規模で非常に小さいというお話でございます。歳出の関係もありますけれども、そちらのほうでは委託料を50万円組んでいるという中で、そのバランスはどうなのかという意味合いかと思いません。

寄付金につきましても、ふるさと納税ではありますけれども寄付金というところに載っていきまして、寄付金につきましても、表向きは確定した財源のように見えて、その実、収入の時期とか金額等につきましてもは不確定なものが多いということでございます。確実に収入できるものだけ計上をしませんと、予定の収入を得られない場合も、思わぬ歳入結果に至る場合もあるということが一般的には言われているところでございます。

このため、2万円ということで基本的に前年同額という形なんですけど、科目存置ということで、窓開け的ということで置かせていただいております。歳出のほうで委託料増ということでございますけれども、そちらにつきましても、初年度でスタートとしましては、一般財源を使いながらということで、今後その展開状況で収入が増えてくれば、ここの歳入の部分もまた、今後検討で見直していきたいというふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

P16の塵芥処理手数料。それから、P33の河川清掃委託。P36の町道維持工事。この3件の内容がわかりましたら教えてください。

○委員長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 5番、小峰委員のご質問にお答えいたします。

初めに1点目の塵芥手数料、ごみ処理手数料1,440万円のご質問の関係ですけれども、こちらは指定収集袋の売り上げの手数料でございます。こちら、月120万円という形で売上手数料を見ておりまして、12カ月分ということで1,440万円。可燃物、不燃物、粗大ごみの利用券という形で、袋利用という形の手数料を見てございます。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 5番、小峰委員の2つ目の、河川等清掃委託の内容についてということで、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、まず1つ目として、奥多摩大橋、寸庭橋、海沢橋、昭和橋周辺のごみ等の撤去等の清掃、この委託とそれから魚道の開放、それと白丸ダムの周辺の塵芥処理というものが全体の概要になっております。

このうち、河川清掃と、それから魚道につきましては建設局のほうから委託金という形で来ておまして、白丸ダムの塵芥処理と周辺の清掃につきましては、交通局のほうから委託をいただいているということで、魚道の見学と、それから白丸ダムの周辺の清掃等につきましては白丸自治会のほうへ委託をし、魚道につきましては4月から11月までの間の土曜日祝日の開放と、それから夏休み期間中の全ての日の開放ということで、業務をお願いをしております。

歳出のほうで見ていただきますと、135 ページのところ、白丸ダムの清掃ですとか魚道の一般開放委託等出ておりますので、業務として委託する側につきましては、この歳出の135 ページのところの委託料という欄になってきます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、小峰委員のご質問にお答え申し上げます。

36 ページ、町道維持補修工事の中身というご質問でございます。

こちらにつきましては、17 繰入金の款のところ、こちらの目の下側のほうで公共施設整備基金繰入金ということで左側のほうに書いてあります。その3,000万円ということで右側に行きますと、町道維持補修工事ということで記載がございますけれども、こちらにつきましては、歳出のほうでいきますと141 ページの土木費のほうになるんですけれども、ここに道路維持費という予算を組んでございます。

こちらの中の節の15ということで、141 ページのちょっと中ほどから下にかけてというところで工事請負費がありまして、そこが5,000万円ということで予算を組ませていただいております。ここに町道維持補修工事ということで、説明の際に、地域整備課長から334路線の維持補修をするという説明があったかと思っておりますけれども、ここのものにつきまして、歳入に戻りますけれども、公共施設整備基金ということで、町の積立基金が、公共施設用のがございまして、そこに、町道維持補修工事のために公共施設整備基金から取り崩しまして、3,000万円を充当するというところでございます。

ここの歳出の表記の仕方も町道維持補修工事ということで、個々の路線名はうたってございません。こちらにつきましては、小規模なものから、地域住民の方がちょっと不便ですぐに直せるところとか、そういうところの部分で334路線という説明をしたんですけれ



ども、したがって、枠予算というようなことでございまして、町道のあらゆるところの小規模な維持補修工事に使うために公共施設の整備基金を取り崩してそこに使うというような中身になっておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） 質疑はありませんか。

9番、原島委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島です。

20ページの款13、目の農業費国庫補助金の関係で、昨年は1,000万、今年は900万でまた来ているんですが、昨年のお話を聞きますと、休耕田のワサビ田の調査というようなことを聞いております。その結果がどうなったのかと。あるいはまた、今年度も同じような形の休耕田の調査、あるいはほかのほうもまた使うのかどうか。非常に地場産業としてもありがたい予算のものでありますから、大事に使わせていただければありがたいのかなと思ひますが、その辺につきまして教えていただければありがたいなど。

よろしくお願ひします。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 9番、原島委員の農業費国庫補助金、こちら山村活性化交付金という事業で、平成28年度にも当初予算ということで1,000万円を計上させていただきました。

その後、この事業につきましては、全国から活用のための申請が多く出てきたということで、一律カットということで、900万円、補正予算で28年度につきましては減額をさせていただきますところではあります。

またこちらについては、当初は全部委託ということで考えておりましたが、町が主体的に事業を実施することということで、直接雇い入れる形ではなく、現地の状況の踏査、歩いて行って、現場の沢に、どの辺にどんな程度のものがあるというような踏査は自分たちで、そのまとまったものを今度は測量会社のほうへ委託という形で、正式に規模ですとか位置ですとかというものをしっかり図化をしていくということで、昨年度は補正で賃金と委託ということで分けさせていただきましたが、今年度は当初から賃金と委託という区分に変えた上で、補正と同じ形で計上させていただきました。

調査ですが、28年度につきましては、氷川地区のワサビ田ですので小沢、小さい沢が幾重にもございまして、この沢を調査員が歩いて実際に現地を見、そのまとまったものを今度は町が集計をして、測量会社のほうへ委託をしております。

氷川地区につきましては、全部で93カ所、約1万平米という、1ヘクタール分という非常に大きな面積のワサビ田が確認をされております。これを所有者のほうに、今後の利用の状況ですとか、貸し出しの意向ですとかいったアンケートをした上で、調査をした上で、例えばわさび塾卒業生ですとかワサビの栽培を拡大したい人、こういった方に貸し出すことによって、古くからの地場産業の最たるものでございますワサビの栽培の振興拡大を図っていただくというために実施をしているものでございます。

29年度につきましては、同様の内容で、古里地区を中心にまず実施をし、予算をなるべく全額使うために、古里地区の調査でも少し残るようであれば、小河内地区の一部にも手をつけてということで考えておりますが、基本的には古里地域の沢のワサビ田の調査を同様にさせていただくということで、予算を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、師岡委員。

○11番（師岡 伸公君） 11番、師岡です。2点お伺いいたします。1点は歳入全般について。もう一点は、11ページの入湯税のところ質問いたします。

まず、歳入全体なんですけれども、できれば町長さんにご答弁をいただきたいなと思っているんですけれども、上水道一元化をしたときに、やはり町で抱えていたものを東京都と一緒に持って行っていただいて、並々ならぬ努力の結果であろうかというふうに思いますけれども、そういう施策の中から実質的な歳入増であったのかなというふうに私はそのとき思ったんですけれども、今回、おとといのご挨拶の中で、下水道という目標を述べられました。あらゆる機会に早急に頻度を高くして活動をしていただければ大変ありがたいかなというふうに思っているんですけれども、我々も議会の人間として与えられた立場で、そして、それなりの場所にしっかりと、やっぱりこういう要望活動をあわせてやっていかなければいけないなというふうなことを思いました。

その事業を推進することによって、やはり上水道の一元化と同じような、いろんな効果が生まれてくればいいなというふうにも思いますし、そのあたりの町の財政全体で、先ほど申し上げたような間接的な歳入増につながるようなところがあるのかどうか。その辺をもうちょっとお聞かせいただければありがたいというのが1点でございます。

それともう一点、入湯税につきましては、今、はとのす荘も、いろんなプランをつくって、お客さんを誘致するというご努力をされています。徐々にではあります、日帰りの入浴客なんかも増えておるようなんですけれども、努力して増える税金と、それから、やはり

流れに任さざるを得ない税金と2つあると思うんですけれども、額はわずかですけれども、入湯税なんかは、やはり地元の観光協会、それから事業者が頑張っていたければ増えるところではないかというふうに思うので、このあたりをこの1年、協会事業者への働きかけを一生懸命やっていたら、これが最後の補正で増えましたよというふうなことになるれば、これは我々にとってもありがたいし、町にとってもありがたいと思います。町の活性化のバロメーターになる数字だと思いますので、このあたりの努力目標もあわせて聞かせていただければというふうに思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○委員長（高橋 邦男君）住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 11番、師岡委員のご質問にお答えいたします。

2点目の入湯税についてでございますけれども、平成28年の実績という確定数字が出ております。こちらにつきましては725万4,250円ということで、対前年度44,150円、0.6%の伸びを示してございます。

こちらにつきましては、今年度、平成29年度につきましては700万円という予算を計上しておりますけれども、いずれにいたしましてもはとのす荘の利用者の状況、また、観光客の増加ということで入湯客数の増加を見込んでいるものでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（高橋 邦男君）河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今、師岡委員から税全般の話がございました。特に、水道一元化によって、町の収入等にどう影響をもたらしたかというお話でございます。

この水道に関しましては、簡易水道をずっと町で単独で運営してまいりました。建設から維持管理まで含めてでございますけれども、実際には平年度ベースで6,000万の一般財源を水道事業に毎年繰り出してまいりました。これは一般財源ですから、本来的にはその一般財源がある一定の水道事業だけに使わざるを得ないという固定された部分でありました。また、その間、それ以前に施設整備をしてまいりましたから、施設整備には、過疎債、あるいは地方債を利用して建設をしてまいりまして、多いときには、建設事業そのものに予算を組むということでもありますから、6,000万だけではなくて1億近いお金を投入しながら、あるいは借金をしながら建設をして、運用してきたという実態でございます。

最終的に、その起債を償還をしてまいりまして、最終的には8億円の借金が残りました。6,000万の毎年の一般財源からの繰り出しと、それから8億円のこれから借金を返していく部分が全部なくなったわけですから、そういう意味では、それがあつた意味では違つたところ

ろの政策として、あるいは違う町全体の福祉やいろんな部分に関して使えるという効果があらわれてきているのではないかなというふうに思います。

したがいまして、私自身が下水道の一元化を皆様方と一緒にやっていきたいという意味は、これから下水道の借金に関しましては減債基金を積み増しておりますから、何とか借金については基金で賄えますけれども、これから維持管理をしていくのに年間1億円以上の維持管理費がかかると思います。

収入を見ていただきますとわかるように、収入で維持管理費だけ賄い切れません。これは、私たちの町だけではなくて26市あるいは4町村共通した事項でありますから、それを住民の環境の問題等含めて、やらざるを得ないから実行していくということでもありますから、それはそれとして、つくった以上やっていかなければいけないなというふうに思いますけれども、将来にわたっての財政負担というのは非常に重い。だから、ある意味では政治的な要素を含めて議員の皆さんと一緒にこういう運動を起こしてほしいというのが私の願いであります。

恐らく、この問題というのも、多摩格差の問題も含めてしばらくの間、そんなに急速にそうですかというふうには東京都は言わないと思いますので、根気よく、あらゆる機会を捉えて、私どもで言えば東京都町村会、議員の皆様方で言えば東京都の議長会等々の部分を利用しながら、こういう問題を町村の議員の皆さんが共通して持ちながら、それが1つの運動として東京都に対するインパクトを与えるということが必要ではないかなということで発言をさせていただいております。

こういうことというのは幾つかございまして、三多摩格差の問題というときから幾つかお話を申し上げましたけれども、今、大きな問題がそういう点では幾つか解決してきています。水道の一元化がそうでございますし、それから消防の委託の問題、これもそうあります。今、消防の問題を見て、つい最近すばらしい庁舎ができましたけれども、とてもあれを単独で消防業務をやることはできません。そういう意味では、消防に対する負担金というのを払っておりますけれども、これは基準財政需要額、約1億数千万円のお金を払って、交付税で入ってきたものを東京都に払うことによって、あれだけの庁舎、あるいはあれだけの人員を抱えている部分を、東京都が別な一般財源から補填をして、町の治安維持に当たっていると、こういうことでもあります。

つい最近のいろんな新聞の情報を見ますと、非常に東京都の場合は進んでおります。今、東京消防庁の委託を受けていない市町村というのは、島を除きますけれども、島以外のところでは稲城市だけであります。東久留米があったんですけれども、東久留米も委託をし

ましたので、もう稲城市だけになりました。

そういう点で、全国の国の消防庁では、各県では、むしろそういう状況というのは余りないんですね。大阪と東京が比較的進んでいるんですけども、それ以外の県というのは、幾つかの市町村で事務組合をつくって、その事務組合で消防本部をつくって消防業務もやっているということでもあります。

したがって、この東京都との違いというのは、消防事務組合ですから、かかった経費はそこに構成をしている市町村が全部払わなきゃいけないんですね。しかし、東京都の場合には、その町にかかった経費を分担して払うということじゃなくて、さっき申し上げましたように、交付税に算入された額を払えば、それ以上のメリットが出てくるということですから、まだまだほかの県は、そういう意味では、東京都に比べると、東京都というのは非常に一歩前へ進んでいるのかなということでもありますので、下水道についても全国に先駆けて一歩前に進んでもらいたい。

それから、もう一方、水道下水道というのは、どうしても技術者が必要であります。技術者を町が確保していくということはなかなか大変なことでありますから、この将来的に土木技術者を含めた機械、電気もそうでございますけれども、そういうものを含めてこの問題というのは、将来にわたって大きな町に利益をもたらす、町益をもたらすというふうには私は考えています。

しかし、これとて3年や5年で解決する問題じゃないと思いますので、言い続ける、働き続ける、あるいはそれを大勢の人たちが共有して東京都に対して要望を申し上げる。こういうことが必要ではないかなということで、提案をさせていただいております。

それから、先ほど入湯税の問題もお話が出ましたけれども、この入湯税は、地方の単独の税でありまして、それぞれの市町村が入湯税を設けることができるということでございます。

したがって、私どもの町では、さっき住民課長のお話がありましたように、従来からなかった入湯税を新たに徴収をして、その部分を税収として確保するというところで始めております。

この入湯税というのは目的税でありますから、観光に振興をもたらす部分についてお金を充当するということになりますので、これは、ある意味では、消防団の問題だとか広い意味で、このお金は使いますので、そういう部分を少しでも、何百万でもいいから確保しようということで、ずっと確保してまいっております。

現在の29年度予算の中で、700万ないし800万までなったんですけども、ある意味非

常に大きな財源でございまして、皆さんに鉱産税を比較していただきたいと思うんですけども、鉱産税という昭和石材、あるいは奥多摩工業から鉱産税としていただいているのが200万に満たないという数字であります。

一時は、石灰石が相当採掘をされて、また設備投資もされ、昭和石材もそうございましてけれども、そういう部分のときから鉱産税は徐々に落ちてきて、むしろ今入湯税のほうが多いというようなことでございます。

税の確保というのは、それぞれ市町村に与えられた範囲がありますけれども、なかなか市町村が目的税としてやれるという部分は少なく、この入湯税というのは、非常に、ある意味では住民の税を確保するという意味では、少しずつですけども観光の振興によって増えていくのではないかなというふうに思っております。

また、新たに国で、これは一緒になって森林環境税という問題を、もう十数年来、二十数年来と申しますかね、そういう部分で国に対して森林環境税を訴えてまいりました。森林環境税については、森林がある市町村にこの部分を還元をして、国が税金を取って還元をして、山をきれいにしていこうと。山をきれいにするということは、災害を少なくするという意味も込められておりますので、やっとそれが何とか、もう30年来だと思っておりますけれども、むしろ歴代の町長はそれを一生懸命やっております。

今、全国森林環境税の会長というのは、山梨県の辻早川町長であります。私も副会長としてその名を連ねておるわけでございますけれども、何とか前が少し見えてきたかなという気がいたしております。これも貴重な財源に恐らく将来はなっていくだろうというふうに思います。

環境税は、場合によっては都道府県で取っているところもあるんで、この環境税を全国から取ってどう配分していくかというのはこれから大きな問題でございますけれども、そういう少なくとも使える財源を少しずつつくるという意味では、税の問題というのは、いろんな意味で知恵を絞りながら、自分のところで獲得できる税というのをこれからも努力していく必要があり、それが強いては町の活性化につながっていく財源になるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第20号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 20 号の歳出の質疑を行います。歳出は、款別に幾つかに区切って行います。初めに、款の 01 議会費、款の 02 総務費について質疑を行います。質疑はありませんか。10 番、村木委員。

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木でございます。

1 点教えていただきたいと思います。56 ページでございます。原生活館の建設工事がありますけれども、私が思うには、今の古い生活館のところに、今の生活館を解体をして新しく造るのではないかというふうに思っていますけれども、そういう考えでよろしいのかどうか教えてください。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10 番、村木委員のご質問にお答え申し上げます。

56 ページになりますコミュニティ施設整備事業費というところでございますが、こちらの中、原生活館の建設工事ということで 4,000 万円を計上させていただいております。今、村木委員のほうからお話ございましたように、現状の生活館、こちらにつきましては、国道沿いに建っているということで、沿道の関係の耐震の基準の部分でちょっと抵触しております、ここを既に耐震診断のほうをさせていただいております、過去に。その結果としては、やはり基準を満たしていないということで、原生活館の改修ということで、ここ数年地元の自治会長さんを含め協議を行ってきたところでございます。

今回、平成 29 年度の当初予算で改めて計上させていただいたという中で、考え方としましては、村木委員さんが申されたように、今ある生活館のところに再び建てるということでございます。

ただし、これにつきましては耐震の関係がございまして、また建物の裏が山というか石垣等になっておりまして、現在は東京都さんのほうで原地区の急傾斜地の整備工事ということで、複数年にわたって頑強なものをつくっていただいているということもありまして、その点は大分安心なのでございますけれども、ただ建物自体が耐震強度が足りないということでございますので、立地条件上、町長も常々申しておりますけれども、新しく建てる場合には、さまざまな建築基準法を含めてゼロの段階から許可申請をして、許可をいただかないと建てられないという状況があります。そのため、考え方としましては、学校の耐震化のイメージと重なるかと思うんですけれども、基本的に骨組みは残しつつ、改築というようなイメージですね。例えば、基礎の部分を根巻きして補強するとか、あるいは壁の中に筋交いを入れるとか、また、壁を強固なものにするというようなことで、全くあそこを一旦更地にして建てるというイメージではなくて、骨組みを残しつつ耐震化、それから

老朽化した部分の改修というようなことで進めていきたいというふうに考えておりました、今、地元の自治会長さん、あるいは住民の方にも調整、お話し合いをさせていただきながら話を詰めているところでございます。

町の立地条件がかなりいろいろな部分で厳しいということで、金額的にも4,000万ということで大きい金額ではあるんですけども、それにつきましては以上のような条件のためによるということでご理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 原自治会の関係について、今、企画財政課長がお話を申し上げたとおりでございます。これは非常に今重要な問題が含まれておりました、今、奥多摩と檜原村については、一般の住宅を建てる場合には建築確認が要りません。しかし、公共の建物をつくるときには、必ず建築確認を受けております。町全体がイエローゾーン、あるいはレッドゾーンになる。まだレッドゾーンにはなっておりませんがイエローゾーンということ、あるいは土砂等の災害が起きるというようなことで、私自身がはとのす荘を建設するときにも、非常にいろんな意味で批判を受けました。

しかし、町がやっている部分というのは、完全に建築確認、公的な認証を受けて、それが安全であるということでもありますから、こういうことが一番必要だなというふうに思っております。

今、21ある生活館も、これから多少建てかえをしていかなきゃいけませんけれども、そのときにも我々がそういう仕事をするときには、必ず建築確認を受けます。これは、建築確認を受けると、そういういろんな指定があったときには補強でありますとか裏に擁壁を立てるとか、それから壁は厚くする。そういう手続を経て建築をしていかないと安全が保たれないわけですから、そういうためにも、少しお金がかかっても安全を確保していこうというのが今回の一番大きな狙いでございます。

そういう点で、恐らく今までにない、建築物としては面積がそんなにないのに、相当建築の金額は高くなるのではないかなというふうに予算では計画をしております。そうしないと、これからいろんなところに公共物をつくっていくのに、それをやらないと住民の安全・安心が確保できません。そういう点で、これからもそのような部分の建築物をやっていきたいなというふうに思っております。

ただ、一般の人たちの場合には、建築確認を受けなくてもどこでも家が今、檜原と奥多摩はできますから、そういう意味では、むしろこれから一般の住宅をつくるときにも、自分の安全・安心のために受けなくてもいいんですけど、受けてもいいんですよ。建築確



認を受けてもいいんです。ただ、お金がかかります。お金がかかりますけれども、自分の安心のために建築確認を受けるということは、お話をしていきたいと思っております。

建築確認をすると、いろんなあらゆる法令に適合しない場合には、それらへの部分をやるという話になりますから、したがって一般の建築物よりその対応をしますからお金が高くなります。

そういうこともこれからPRをしていかなければいけないのかなというふうに思います。建築確認は強制ではありませんけれども、建築確認を一般の人も受けることによって、自分たちの住む家屋が安全に、安心に確保できるという問題もあります。それを公共物からきちっとやっていこうというのが今回の大きな目的でございます。

今後、21の自治会にあるそういう部分については、お金をかけてきちっと安全・安心のためにかけていきたい。これもある意味では一般財源を使うわけですから、そういう意味ではこの財源の確保というのも仕事の1つでありますので、その財源の確保をして住民の安全・安心を守るために、まず一番先に原自治会のところから始めていきたいというふうに思っております。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

54ページなんですけど、企画費のバス路線維持対策費補助金で5,000万になっています。先日の補正のときは1,740万9,000円補正してだったんですけど、5,000万と予算を組んだのはなぜかとお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、澤本委員さんのご質問にお答え申し上げます。

54ページでございます。企画費の中の19の負担金・補助及び交付金ということでございまして、バス路線維持対策費補助金でございます。

ただいま、委員が申されたとおり、補正予算のほうでは1,700万円からの補正の増額ということで、合計で補正後が6,700万円を超えるというような大きい予算を組ませていただきました。

今回、29年度の当初予算において5,000万ということでございます。補正予算の説明の際にもちょっと触れさせていただきましたが、古里中と氷川中の統合に伴って、大丹波線関係の便数であるとか延伸という部分で、これがかかるといふ部分がある程度見えている

中で、なぜ5,000万なのかという意味もあろうかと思えます。

こちらにつきましては、まず1つとしましては、5,000万といっても非常に大きい金額でございます。これを毎年、西東京バスさんのほうへ補助として出しているわけですが、これが最終的な金額というのが、いわゆる収益とそれからランニングコスト、経費の部分の差し引きがベースとなって、また営業キロ数の単価という部分の掛け合わせというもので、最終的な町の補助金額が決まってくるわけなんですけれども、最初の段階から、ある程度高い金額を見込んでしまうということも1つの考え方でございますけれども、西東京バスさんのほうにも努力というか、その辺も促していきたいということが1つございます。

それから、当初予算を組む関係で、今回、前年度と比較しまして総額では62億円ということで2,000万円ほど減額ということでございます。ということは、大きい予算をさらにまた増額して最初から見込むというのは、ちょっと財政的にも苦しいという部分もございまして、そのような2つの考え方から、当初予算においては前年度と同額の5,000万ということでスタートさせていただくという中で、また西東京バスとの勉強会等を通じて補正予算の際にもちょっと触れさせていただきましたが、双方のそれぞれの考えを出させていただいて、なるべく経費がかからないほうでおさめていきたいという考えでございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。

よって、午前11時10分から再開とします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号 一般会計予算の歳出の質疑を続けます。款の01から款の02について質疑はございませんか。

7番、宮野委員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

58ページ、款の01、車両管理費の節区分18、備品購入費のところ、自動車用備品、ドライブレコーダー5台と庁用車、これは4WDということなんです、どのぐらいの大

きさの、だから軽か普通車かどのぐらいの車を考えているのか、それをお伺いしたいのと、もう1点ございます。

次のページ、60ページ。60ページで言いますと、款の02、防犯施設整備費、その中の節の区分で言うと12、15、19、防犯カメラの件につきまして、カメラの1台幾らぐらいなのかとか性能的なものとか、設置はまた大がかりになると思いますが、あと目的等についても一度教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 7番、宮野委員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、車両管理費の備品購入費で、ドライブレコーダーと庁用車ということでございますけれども、まずドライブレコーダーにつきましては、ご説明の中でも申し上げましたように、交通事故時の検証時等の迅速な対応あるいは運転者自身の安全運転意識の向上等を高めてほしいということから、29年度、本年度では5台分を予定しております。今、庁用車六十数台、消防自動車を含めて60数台ございますけれども、29年度では5台に設置して、その中でも外に出ていくことが多い町長車あるいは総務課車と呼ばれているワゴンタイプのもの、そのほか現場に出る車等の5台につけようと今考えておりますけれども、これについては、今後計画的に設置をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、庁用車の災害対策車の部分ですけれども、災害対策ということで、町も広い道路ばかりではなくて、山道ですとかそういう部分がございますので、余り大きい自動車ですと入っていきませんので、小型のジープタイプの4輪駆動、その車で林道ですとか農道等も含めて有事の際の対応に利用できるよというふうに考えております。

続きまして、60ページの防犯カメラの関係でございますけれども、まず、この防犯カメラの負担金・補助及び交付金で、303万円ということございまして、この考え方でございますけれども、ご説明の際にも申し上げましたように、これは東京都の予算を得て実施をしていこうと考えておりますけれども、東京都からの補助金については、町に直接という制度はございませんで、町会あるいは自治会等が整備するものについて、区市町村とともに経費を補助していくというようなことで考えられておまして、今、私も、やはり補助金も大切なものがございますから、自治会連合会のほうと協力をしながら、この補助金を活用して防犯カメラを設置していきたいということで、この防犯カメラも5台ということで、ご説明のときにも申し上げましたように、行きどまりになる地域、大丹波、日原、峰谷地域と、あと交通量の多いところというふうに今のところ考えておりますけれども、

今後、これは警察等との協議も当然設置場所について必要になってまいりますので、その中で設置場所については決定をしてみたいと思っております。

防犯カメラにつきましては、犯罪の予防を目的として不特定の者が出入りする場所を撮影するために固定されたものということでございます。この予算の考え方につきましては、防犯カメラ5台分、それとカメラの画像確認あるいはカメラ機能の設定変更をするために、カメラを高いところに設置するものですから、それをパソコンで、下にいて、そこら辺の画像確認ですとか設定変更ですとか、そのようにできるものを取り入れたいと思っております。そのパソコンの代金、また設置には高所作業車等も当然必要になってきますので、そういう設置費用にかかる部分についてということで300万円ということですが、カメラ本体は、今考えている中では大体30万円ぐらいのものでというふうに考えておりますけれども、設置する場所等によって、若干そこら辺は今後考えてみたいと思っております。

カメラの大きさは、30センチ掛ける40センチ。高さが30センチ程度のもので、100ボルトの電源があればどこでも簡単に設置ができるというふうなものを考えております。

また、録画の時間ですけれども、録画フレーム数と言いまして、1秒間に何コマ撮影するかということなんですけれども、今、テレビ放送ですと大体1秒間で30フレームと言われていまして、30フレームということですが、その30フレームで標準の画質の場合には、記録するハードディスクの大きさにもよりますが、通常市販がされているものについている容量で行きますと、大体テレビと同じ画像でいくと5日間。それが、画像が落ちてきて10フレーム、1秒に10コマですと9日、5フレームですと12日というようなことが言われております。コマ数が少ないとストップモーションで映るような、1秒間に1枚ですと追っていくような滑らかな映像ではないんですけれども、通常設置されているものは10フレームで、1秒間に10フレームぐらいのものが今通常で設置されているものかなと思っておりますけれども、そのような部分も今後考えながら、カメラ等についても決定をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（高橋 邦男君） 質疑はありませんか。

4番、清水委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

ページでいきますと53ページになります。

15、工事請負費405万の中の大氷川、棚沢とございますけれども、この辺の具体的な物

件の内容について教えていただきたいんですけども。

お願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、清水委員のご質問にお答え申し上げます。

53ページでございます。財産管理費になりますが、この中の下のほう、15の工事請負費のところ、大氷川住宅解体工事、それから棚沢町有地家屋解体工事でございます。

まず最初に、大氷川住宅解体工事につきましては、氷川の150番地の1ということで、駅を出て白丸方面へちょっと行ったところの線路上というところでございます平屋の26.44平方メートルということでございまして、昨年まで住んでいられた方がいらっしゃったんですが、その方が出られてということで、大分老朽化も含めてということで解体するという予算でございます。

それから、棚沢町有地の家屋の解体工事でございます。こちらにつきましては、鳩ノ巣駅がございまして、それから電車のレールで行くとちょっと古里方面へ行った線路上になりますけれども、かつて競売で町が取得しました棚沢地内の町有地がございまして。その鳩ノ巣駅の東側の線路上のところなんですけど、現場を見ていただくとわかると思うんですが、かなり壁とか屋根とか壊れたりという状況で、かなり傷んでいるという状況です。

現状におきましては、土地は町の財産ということですが、建物につきましては、まだ個人の所有者の方がいるという状況の中なんですけど、町有地としても活用の点から言いますと、早急にその部分をどうにかしたいということの中で、先ほどの中で土地の取得の経緯が競売ということもございまして、上物についても現在、東京都の農業信用基金協会というところが立川にありますけれども、そちらの管理下に入っているということでございまして、もう既にそちらの信用基金協会のほうと数度お話し合いをさせていただいて、町のほうで取得というか名義を変えさせていただいて、もう価値もないようなところがございますので、町の所有名義になった上で対応を図ってまいりたいというような予算でございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 質疑はありませんか。

6番、石田委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

57ページの庁舎建設基金費の庁舎建設基金積立金6,000万円ですけれども、昨年度は1億円で4,000万円減額になりますが、その理由とか内容についてお知らせいただければと

思います。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、石田委員のご質問にお答え申し上げます。

57 ページの一番下になります基金運用費の中の庁舎建設基金費でございます。

平成 28 年度につきましては、庁舎建設基金の積立金という部分を 1 億円計上させていただいておりました。今回、29 年度当初予算におきましては 6,000 万円ということでございます。

ご承知のように、こちら役場の庁舎の積立基金ということで、目標としましては毎年 1 億円ずつということで、庁舎の耐用年数のことも勘案しまして 10 年間で 10 億を目標に積み立てていきたいということでスタートしております。

現在、3 年目に入ってくるということになりますけれども、29 年度におきましては、先ほどのバスの補助の関係でもちょっと言及させていただいておりますけれども、全体の予算をある程度抑制しているということでございます。こちらにつきましては、東京都総務局からいただいております市町村の総合交付金の中に経営努力割という項目がございます。この中には、人件費であるとか、それから徴税努力であるとか、またその中に、歳出削減という項目もあります。余り際限なく予算が大きくなるようにということもあろうかと思えます。現在、町の予算が 29 年度で 62 億ということでございますけれども、3 年連続で 60 億円を超えているという状況で、町の実際の自主財源等の状況から見ますと非常に大きな予算という中でございます。

財政規律の面から見ますと、その辺も抑制していかないと、市町村総合交付金のほうにも多少響いてくるという懸念もございまして、その中で、庁舎建設基金の部分、1 億円は積みたいところではございますが、当初予算のスタート時点では足並みをそろえるということで、ここを若干減額させていただいて 6,000 万円でスタートさせていただくということでございます。

また、先ほどのふるさと納税の話ではないんですけれども、今後の補正予算、また各補助金等の状況により、年度末に向かって最終的には 1 億円を積めるような形で財政運営を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 質疑はありませんか。

1 番、木村委員。

○1 番（木村 圭君） 1 番、木村です。

53 ページをお願いします。節 13、委託料という中の旧レイクサイド奥多摩建物管理補助という項目ですけど、これは平成 20 年ごろ購入されたというように聞いております。それ以来、清掃ですとか空気の入れかえ等で業務委託を年間、その下の電気工事なんかも含めて約 80 万円計上されていますけど、これは今後もこういう形でただ管理しているということではなく、活用目的とかそういうものはあるかと思しますので、町のお考えをお聞かせください。

よろしくをお願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1 番、木村委員のご質問にお答え申し上げます。

53 ページでございます。財産管理費の 13 の委託料の中でございまして、3 行目、4 行目にかけてということで、旧レイクサイド奥多摩ということで建物管理補助業務委託、それから電気工作物の保安全管理業務委託ということで約 80 万強という予算を計上させていただいております。

今、申されたとおり平成 20 年に購入してございまして、それ以降しばらくはそのままでございますけれども、NPO のたんぼぼさんのほうで、そちらの清掃等含めて窓開けということで、このような予算組み、また電気関係の保安ということで委託費を組ませていただいております。

こちらにつきまして、今後の活用等の考え方ということでございます。近年、町のほうでも、土地も含めてでございますけれどもかなり取得物件が多くなってきております。この旧レイクサイドにつきましては、現状について今後具体的にどのようにしていくかという部分については、まだ内部でのお話が実際のところはまだ進んでいないという状況であります。ただし、近年、定住化の部分もそうなんですけれども、そういう町有の建物で使っていない部分を活用させていただきたいというような問い合わせも幾つかいただき始めているような状況です。

ただその中で、先ほどの原生活館の話ではないんですけれども、建築年次がかなり古いということで、ちょっとその辺についてはたして貸していいものかどうかということも含めてなんですけれども、現在、専門業者のほうに、建物の状況について調査をしていただいているというところがございますので、これが年度末、もうすぐですけれども、その結果を見て、また今後の活用等の基礎のデータにしていきたいというふうに考えております。

したがって、現状において具体的な方向の利用性というのはないという段階ではございますけれども、建物そのもののまずは状況を確認してからということで、その後の活

用等については検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

それから、こちらの施設なのですが、敷地内に、財産収入費の関係でございませけれども携帯電話等の基地局等アンテナも立っております。その辺、歳入面も得ているという状況でありますので、丸々町の持ち出しという状況ではないということでご理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 木村委員さんのご質問に、少しレイクサイドの件については補足をさせていただきます。

町が東芝からこのレイクサイド、東芝の保養所でしたけれども、手に入れた理由というのは、東芝がいろんな全国に、現時点ではいろんな経営困難で毎日のようにニュースに出しておりますけれども、当時はそんな状況ではなくて、全国に散らばっている社員の保養所を少しずつ整理していくんだという状況の中で、あの場所というのは特別地域なんですよ、国立公園でいうところの。それが網がかぶる前に建てた保養所で、今現在ではあのような建物は、法律的には建つことができません。

町で恐れたのは、どなたかに売却をしたいというようなお話を聞きましたものですから、またいわゆる景勝地でいい場所ですから、言葉は悪いですけども、よからぬ人が買われて、また周辺も住民の方が住んでいたり民宿等もありますので、町に安く売ってくれないかということでお話をしたところ、1,000 万を下がるぐらいの値段で、当時は1億確か3,000 万か4,000 万、土地も含めて価値はありましたけれども、その10分の1以下で購入をしました。

そうこうしていく中で、エレベーターもない、耐震化もされていない建物ということで、実際に耐震化をすると恐らく3億円ぐらいはかかると思います。含めてエレベーターなんかも設置しますとそれ以上の額になると思うんですが、それよりも前に、あの場所というのは、対岸の12キロの水道局のふれあいの道に一番直近する中間地点で、入り江の場所なんです。そんなことから河村町長は、かなり数年前から12キロ山ふるまで歩いた場合に、途中でどうしても国道側でバスに乗って帰る事情が出る人もいるだろうし、体調の悪い人もいるかもしれないし、年齢によっては12キロ歩けない人もいます。そんなことから、ちょうど真ん中の6キロ地点の一番狭い入り江のところなんで、ぜひつり橋を水道局のほうにつくってもらえないかと。これをつくることによって、さらなる小河内ダムの観光ができるんじゃないかというお話も投げております。この際には、前にもお話を議会でさせても



らいましたけれども、老朽化が始まっている建物を壊して、つり橋ですからワイヤを張ったりバックヤードもつくらなきゃいけないということで、その用地は提供するので水道局のほうでは検討してくれということで今、検討の最中でもありますので、いろんな要素を絡めたレイクサイドでありますので、今後、そういったいろんなことも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、清水委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

すみません、先ほど1点忘れてしまいまして、本会議初日に、議案第1号で空家等の対策基本条例のほうが可決しております。この条例の関連の支出を予算化されているかとか、また今後されるとするといつごろかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 4番、清水委員のご質問にお答えいたします。

空家対策の関係の条例につきましては、本29年度の予算の関連としては、特に予算のほうを上げてはおりません。ただし、関連費につきましては、少子化対策事業費、こちら75ページ、民生費に入ってしまうんですけれども、こちらの空家等活用促進事業交付金、条例を制定することによりまして、こちらの補助金が少し増額するんじゃないかということで、担当課のほうでは見込んでございます。

こちらにつきましては、前年度ベースで800万円程度増額を見込んでおりまして、寄附物件、また若者用空家バンク物件、通常空家バンク物件をそれぞれ、まず寄附物件につきましては6軒から10軒、1軒につきましては限度額200万円になりますので、200万円の6軒分。若者用空家バンクにつきましては、50万円が上限になりますので上限の50万円から2軒分。通常空家バンクにつきましては上限が10万円になりますので、10万円掛ける2軒分ということで、こちらの部分を増額対応させていただいております。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

P48ページの職員の海外研修について内容がわかりましたら教えてください。

それから50ページの……

すみません、調べていないので別の質問に変えます。52ページのふるさと納税業務委託

50万というのがありますけど、収入のほうが2万しかないのに支出50万というのはどうかというようなことがありますので、お答えいただきたいと思います。

それから、大した金額じゃないんですけど53ページの南氷川街灯組合負担金というのが出ていますけども、どんな内容でこの負担金を出したのかというようなことがわかれば教えていただきたいと思います。

それから、もう1点すみません。50ページの真ん中辺の……

○委員長（高橋 邦男君） 小峰委員。3項目まででお願いします。

○5番（小峰 陽一君） わかりました。

○委員長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 5番、小峰委員の1点目の質問、海外派遣研修の関係でございます。

この海外派遣研修につきましては、一昨年、平成26年度にはドイツへ2名研修に行かせましたけれども、今年度についてはカナダのカルガリー、ロッキー山脈麓のカルガリー、あるいはバンフという町があるんですけども、そちらの町に東京都町村会の事業として2名を派遣したいというふうに考えております。

この視察地につきましては、関東町村会の町村長が行って、一度その町の内容等を見て、やはりこれから東京の町村に事業を進めていくに当たっては非常に有効な研修であったということから、計画をされたものでございます。

研修の内容については、まちづくり、それと環境保護政策、環境管理、自然保護等について研修をしていくということでございます。

こういう研修ということで、現場を見るということで職員の意識改革にもつながるということもございます。それらもあわせて現地での視察をしていくというもので、8日間の日程で2名を派遣させたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、小峰委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、最初のふるさと納税の関係でございます。先ほど歳入の部分で3番、澤本委員さんからご質問がありまして、答弁が若干重複する部分があるかと思いますがご了承のほうよろしく願いいたします。

こちらにつきましては、歳出の部分で50万円ということで、歳入が2万円ということで、その辺のつり合いがというご質問でございました。

これにつきましては、先ほどもちょっと言及させていただいておりますが、初年度というところでございまして、まずは町の費用を若干見込ませていただいて、50万円という予算措置を歳出でさせていただいたということでございます。

歳入につきましては、寄付金という歳入の項目の性質上、収入の時期であるとか金額等がかなり不確定的なものが多いということでございますので、まだこれから周知をしていくという中のところで、年間の収入が急に上がるということはちょっと考えにくいという部分もございまして、歳入につきましては前年度と同様の金額で見込ませていただいたという状況でございます。

これに対しまして、歳出につきましては新しい見直し制度ということで始めさせていただくということなんですけれども、歳入がちょっとまだ見られないのでその部分は町の持ち出しの単独費用ということで予算の措置をさせていただいたところでございます。

それから、次の53ページの財産管理費の一番下の、19の負担金補助及び交付金のところの南氷川街灯組合負担金の内容でございます。

こちらにつきましては平成28年、昨年9月補正予算に計上させていただいておりますが、そちらのほうで説明があったかと思いますが、これにつきましては、南氷川の日原街道の入り口の交差点から今、営業はされてないようですけども田中屋さんまでの間の街灯、この14本分あるということで、こちらの維持管理費を地域の方含めて負担をさせていただくということです。

なぜ、町が負担をするかという部分でございますけれども、こちらにつきましては、町の所有物件ということで、今、奥多摩地域振興財団は、役場の地下2階のほうへ事務所を構えておりますけど、それ以前は、旧のりそな銀行の建物のところにいました。りそな銀行も、かつて町が取得した物件でありまして、そこに町の所有物件があるということで、共有してということで町が負担させていただくという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

9番、原島委員。

○9番（原島 幸次君） 1件質問させていただきます。

P57ページなんですけど、款02、目の10で公共施設整備基金のうちの旧地上権貸地料等とあるんですけど、2,527万4,000円、この辺についてお聞かせいただきたいなと思います。場所はどこなのか、どういうものなのかお聞かせいただければありがたいなと。よろしくをお願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、原島委員からのご質問にお答え申し上げます。

57 ページ、基金運用費のところの(03) 公共施設整備基金費、こちら積立金ということでございますけれども、説明欄記載の中の4行目、旧地上権貸地料等2,527万4,000円の内容でございます。

こちらにつきましては、ちょっと歳入に戻りますが、恐れ入ります、34ページのほうでございます。こちらの中で、大きいところで行きますと財産貸付収入01というところの中で貸地料01というところがあります。右側の説明欄のほうを見ていただきまして、公共施設整備基金費というところがございます、ここに旧地上権貸地という文言がありまして、2,375万2,000円ということと、その使途の部分も含めてということになります。

これの内容でございますけれども、今、99カ年の地上権設定地の抹消登記をしているところで、予算も今回載せさせていただいているところなんですけれども、そこにつきましては、土地が町ということでございますけれども、地上権の権利自体はなくなっているんですけれども、その後も貸地ということで引き続き使われている方々がいるということです。

ここは2,000万円以上ということで非常に大きいお金なんですけれども、この大きいところの一番で言いますと、昭和石材工業所さん、小丹波ですね、こちらが使われているところが、採石場のところとかなのですけれども、ここが2,248万円ということでほぼこれが大きく占めているということでございます

その他、ワサビ田等というところで二十数件というようなところで、全部足しますと歳出にございました2,527万4,000円ということで、これを原資にしまして、今後の公共施設を整備するときの積立金にしようという考えで、こちらに歳出のほうで積み立てに出すような計上の仕方をしているというところがございます。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の01 議会費、款の02 総務費の質疑を終結します。

次に、款の03 民生費、款の04 衛生費について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） P77ですね。非常に老人福祉費ということで多く上げさせていると思います。今、若者向けのいろんな対策ということでいっぱいさせていただいて、町はテレビ報道も含めてやっていると思うんですけど、高齢者でこれだけいろんな施策をし

ているという意味でもう少しPRをしたほうがいいのではないかなと思うんですけど、そういう意味でこれだけ実際にお金も出しているんで、なんか我々が見てもう少しPRが足りないのではないか、我々議員も含めて、町民に対して若者しかやっていないように見受けられるのも、実際そうではないので、実際はやっているわけですから、PRを考えたり、また今回予算の面でございますので、こういうことがあるということが、わかりやすいことがあれば教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 3番、澤本委員のご質問でございますが、77ページの老人福祉費と、戻りまして75ページ、19の負担金・補助及び交付金の、これは少子化、子育て支援推進事業費の部分が占めておりますけれども、その比較で老人に対する予算のPRの仕方が不十分ではないかというご指摘でございますが、ちょっと具体的に数字を拾って説明をさせていただきます。

高齢者に対する施策として町で行っているものとして、ちょっとページをお戻りいただきまして75ページなんですけれども、地域ささえあいボランティア事業費127万というものがございます。これも主に利用をされている方というのは高齢者の方という、足の確保も含めてそういったものがございます。

それから77ページに行きまして、老人福祉費になるわけでございますが、この中で、説明欄のところで、01の高齢者福祉地域支援事業費から22番目の後期高齢者医療事業費までの22の事業が列記されておりますけれども、21の介護保険事業費から職員人件費を除いた3億5,187万1,000円が対象ではないかというふうに私どもでは理解をしております。

また、101ページに行ってくださいまして、衛生費でございますけれども、感染症予防対策事業費の高齢者インフルエンザ予防接種委託、461万7,000円、それから肺炎球菌ワクチン接種委託46万円、計506万7,000円。これは高齢者に対する施策ということで、これらを合計いたしますと4億1,609万円という数字になります。

一方、平成20年度から実施しております子ども・子育て支援推進事業費でございますが、75ページにありますように、産後健康診査等充実事業から過年度分助成金分までをあわせて7,903万6,000円を計上しております。

また、89ページには、児童福祉総務費から職員人件費を除きました1,401万3,000円。もう少し進んでいただいた92ページには、児童措置費2億4,918万4,000円。94ページの子ども家庭支援センター事業費から職員人件費を除きました1,701万8,000円。101ペ

ージの定期予防接種事業費 560 万 4,000 円。105 ページ、母子保健事業費 489 万 4,000 円。合計すると 3 億 6,974 万 9,000 円となります。比較すると、高齢者に対する予算が、子ども子育てに関する予算を 4,600 万余上回っているという計算でございます。こうしてみると、高齢者に対する施策についても手厚いということがご理解いただけるのではないかと思います。

しかし、近年、子ども・子育てに関する施策と高齢者に対する施策については、一番大きなところと言うと、最初に申し上げたように、この 75 ページにありますように子ども・子育て支援推進事業のうち、下のほうにふれ愛サポートセンター事業、これはお見合いパーティーとかの事業でございますが、これを除きます 7,703 万 6,000 円の事業費というのは、保護者の方の経済的負担の軽減を目的としたものでございます。一旦利用料等をお支払いをいただきまして、それを最終的にはお返しする、償還払いの形式でございます。いわゆる現金給付ということでございます。

一方、高齢者に対する施策につきましては、77 ページにあります施策にほとんどについては、要は事業に対する経費でございますので、事業のサービスを受けるための経費、いわゆる現物給付と言っていますけど、そういうことでございます。

言いかえますと、18 歳以下のお子さんを育てている若者世代には経済的な支援をする。安心して子育てをしていただくための施策を実施しているということでございます。また、高齢者の皆様には、老後を安心して過ごしていただくための支援のための施策を行っていくというふうにご理解いただければと思います。

さらに、この若者定住化対策をしっかりと行うということは、河村町長が常々申し上げておりますように、若者が地域に定住をするということで、地域コミュニティが活性化をし、消防団活動、自治会活動などを通じて、高齢者の方たちの安全・安心につながるということで、これはお金では換算できないメリットということでございます。

そうした意味では町は決して高齢者世代をおろそかにしているということではなく、施策の実施の方法が違うのであるということで、ですから、この間の一般質問の際にもございましたように、もう少し前に、こういった子ども子育て事業をやってほしかったという声は、確かに聞こえてくるということは事実でございますが、これは、国全体も少子化の、高齢化の勢いがすごかったということで、我々の行政のスピードをはるかに超える勢いで急速に少子化が進んでいったということも 1 つの事実でございますので、今ここで少子化対策、若者定住化対策を行わないとすれば、人材不足というのが明らかになるということは確実でございますので、こうしたことも地域の皆様にお伝えいただいて、ご理解いただ

くことも必要だと思います。

また、PRについては、また、少子化対策事業も含めて、若者定住化対策室長がいろいろ考えておりますので、そちらから答弁を。

○委員長（高橋 邦男君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 3番、澤本委員のご質問に補足でお答えさせていただきます。

ただいま、福祉保健課長のほうから全般的なご説明のほうがございました。定住対策室としては、大きな目標というのがございます。これは、常々町長のほうが話されております長期総合計画の実現でございます。こちらにつきましては、町長が就任されて以来、第4期長期総合計画から始まって、特に奥多摩創造プロジェクトということで、地域を支える人材の育成、これが将来にわたって進んでいかないと、地域の方が安心・安全に暮らせない。そのために何をするかということでございます。

特に、長期総合計画、また元気づくり計画の中で議論されている内容といたしましては、人口推計値を見ますと、将来、約23年後には高齢化率が53%になる。また、元気づくり計画の最終年であります2060年度、約43年後には56%まで高齢化率が上がってしまう。そのときに、支え手である生産年齢人口と年少人口につきましては、23年後につきましては生産年齢人口が42%、年少人口につきましては5%、さらに43年後には、生産年齢人口が40%、年少人口につきましては4%になってしまうというような危機的な状況であるということが今まで議論をされてまいりました。

そのような中で、喫緊の課題といたしまして、高齢者を支えるために少子高齢化対策を行うという視点で今までも実施してまいりました。ただ一方で、先ほどご質問にありましたPRの部分でございますが、こちらについてはやはり子育て支援というのを重点的に押し出す観点から、今の定住対策のパンフレットを見ていただければ、子育て家庭につきましては、約700万程度お得ですとかそういう具体的な、今まで行政がとらなかった民間的な手法を取り入れて、子育て支援家庭にこれだけ優遇施策があるんだよということでお話をしてきました。

ただその一方では、先ほど福祉保健課長がお話ししたとおり、老人福祉費の中では、かなり多くの予算を使っております。また一方では、こちらの若者定住応援の利子補給制度というのが平成8年から始まっておりますので、その当時の制度が使用できた方というのはもう既に70歳を超えるぐらいまで来ておりますので、過去から常にそのような定住対策をとっているというような事実もございます。ですから、このような部分をさらに定住対

策室のほうで住民皆さんにわかりやすく丁寧にご説明していきたいと思いますので、今回、パンフレットの事業費も見込んでおりますので、そのような中で、なぜ定住対策が必要かという部分を住民皆さんに丁寧に説明していくと同時に、老人福祉費についてもこれだけ使っているというような部分でPRを強化していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 澤本委員さんには今、非常にいいご質問をいただいたと思います。現に今、新島室長のほうが担当している田舎暮らし支援住宅、若者住宅、マスコミ、テレビが盛んに取材に来たり、北海道から九州まで先進地だということで議会議員さん等も視察に来ておりますけれども、その中で、高齢者には何もやってくれないんじゃないかというような住民のコメントもあったりして、こういった、これだけやっていることを広報だとか町のいわゆる発行するもので、町ももっとももっとご案内すべきだと、つくづく思います。

今議会の冒頭にも、国民健康保険の4,000万の一般財源の繰り出しの話もありましたけれども、これは、事務が煩雑、多くなってしまうんで、当初予算で4,000万ポンと入れるわけじゃないですか。そうしますと、高齢者が多く加入する国保で、医療機関にかかったと、本来ならば5,000円払わなきゃいけないところを4,000万補助していますから、半分の2,500円でいいですよということで気づかれないんですね。これを子ども支援みたいに、給食費を払っておいていただいて、年度末にドンとそのお金を返せば、それは見える化でわかるんですよ。ありがたいと。

ですから、こういう仕組みを今度いろんな形で広報で、高齢者にもこれだけやっていますという話も、わかりやすく大きな文字で町側からPRしたいなというふうに考えております。

現に、2年前の平成27年、町の町制施行60周年には、我々知恵を絞って60年もたって、その当時、町をこつこつ支えてくれた高齢者の大先輩に何か恩返しができないか、楽しいことをさせてあげられないかということで、ふれあいまつりで2日間歌手を呼んで、昭和歌謡祭をやって、それまでは2日間で4,000人しか来られなかったお客が8,000人、2年続けて。今年も予算を計上しておりますけれども、2日間歌手を呼んで昭和歌謡祭をして、大先輩方に喜んでもらおうという仕掛けも考えております。

それと、まさに審議中の、町長の施政方針のほうでもお話しましたけれども、高齢者の多い町にあって、ひとり暮らしの高齢者の世帯も多い町にあって、この高齢者の人たちの



安全・安心を守るために、まず自助だという話も河村町長がしましたけれども、そのための防災グッズ、そろえていそうで多分そろえていないと思うんですよ。そういうことから、高齢者の身の安全・安心を考えて全戸配布をここでして、少しでも高齢者の人たちが安全・安心で暮らせるように、町でもいろんな知恵を使いながら、限りある予算の中で創意を工夫して、安全・安心な町をつくっておりますし、また高齢者にも何もしてないわけじゃなくていっぱいやっておりますので、このことも議員皆様方にはご理解をいただきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○委員長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時 00 分から再開いたします。

午後 0 時 04 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○委員長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 20 号 一般会計予算の歳出の質疑を続けます。

款の 03 から款の 04 について、質疑はございませんか。

7 番、宮野委員。

○7 番（宮野 亨君） 宮野でございます。

1 点、78 ページの社会福祉費、節区分 20 の扶助費。ここで、紙おむつ給付で 320 万ですか。私、この紙おむつはどのような紙おむつなのかを聞きたいのですね。私のうちも母親を 7 年間介護をしていたときに、随分おむつが、あの当時ですから古かったし質も悪かったのかもしれないですけどにおいがきつかったことを覚えているんです。今現在、この紙おむつが一般的なものなのか、またテレビで見たんですけども、においが出ないおむつというのもそんなに値段的に変わらなくて、一般のおむつと変わらないのを見たんですね。介護する、支える家族の少しでも楽になればということで、紙おむつの質をどのくらいのものかと今すぐに答えられなくても結構なのですが、あと 320 万ということは、かなりストックしておかなきゃいけない。また、いっぴいためておかなきゃいけないという部分もあるのですが、そのところをお聞かせいただければと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 7番、宮野委員のご質問にお答え申し上げます。

扶助費の紙おむつ給付 320 万円の内容ということでございますが、これは、まず、ご質問の品物についてなんですけれども、これは町内の業者さんから仕入れるという関係で、従来と変わらないもので、確かに議員がおっしゃるようにコマーシャル等で今、やっているにおいが余り出ないというものではなく、従来品ということで、主にパンツタイプのもものが多くなっております。おむつタイプのもものはごく少数ということでございます。

その上で、今回、予算を少し増やしておりますのは、これまで年間 50 人ぐらいの給付の見込みを 58 人の見込みで、若干増やしております。

議員からご提案がありました、要するに介護者に負担をかけない、あるいは不快感を生じさせないような品物ということでございますので、今後、そういったものが値段的なものも含めて検討できるかどうか、今後持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、木村委員。

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

74 ページ、目 15、低所得者・離職者対策事業費ということで、300 万、受験生チャレンジ支援貸付事業委託ということなんですけど、この内容を聞かせてもらいたいのと、もし、受験生で入学金ですとか授業料ということであれば、木村奨学会のほうと並行的に借りることはできるのか、もし借りることができるのであれば、この受験生が希望すれば木村奨学会を紹介するとか、そういうようなことはできるのかどうかお聞かせください。よろしくをお願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 1番、木村委員のご質問でございますが、受験生チャレンジ支援貸付事業委託金でございます。これは、社会福祉協議会に委託をして事業を行っているものでございますが、もともとは都の制度ということでございます。対象が中学 3 年生、高校 3 年生、またはこれに準ずる者ということで、現役の方ということで、それで、受験生でございますので、中 3、高 3 の方が主なものでございますが、要するに一定の所得以下の方に対して受験生が塾に行くとか、例えば受験する際の受験料ですとか、そういったものがもし支弁ができないというときに貸し付けを行うという制度でございます。めでたく、目指す高校あるいは大学に入学が認められた場合には、その貸し付けは免除になるということになっております。そういうありがたい制度なんですけれども、先ほど申

し上げましたように、収入の上限がございますので、なかなかこれを利用する方というのは余り多くないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、小峰委員。

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。

P75 の工事請負費と、それからその下の空家等活用促進事業交付金の内容と、それから 86 ページの施設入所支援というのがあるんですけど、この 3 点について内容を教えてください。

○委員長（高橋 邦男君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 5 番、小峰委員のご質問にお答えいたします。まず、75 ページ、民生費、社会福祉費の工事請負費でございますけれども、こちらにつきましては寄附物件の補修工事と寄附物件の解体工事を予定しているものでございます。現在、町では、空家対策事業ということで、寄附物件を募っております。その中で、いなか暮らし支援住宅、子育て定住応援住宅、その他の公共の用として使用するわけでございますが、寄附をいただいた物件で、相当傷みが激しい物件等がございます。そちらについては、やはり住宅診断をして、使えないということであれば解体しなきゃいけません。

また、寄附物件を若者用定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅として使う場合に、必ず住宅の説明会を行います。そのときには、外観だけではなく中にもお客様に入っていただくような形でとっております。そのようなときに、非常に老朽化が激しくて、それが要因でけがをされてしまうというおそれがある場合につきましては補修をしているというのが状況でございます。

29 年度の寄附物件の補修工事の見込みでございますけれども、こちらにつきましては、約 1 棟当たり 100 万円掛ける 10 棟で 1,000 万円。それと、解体工事費ということで 300 万円。こちらについては、1 坪当たり 5 万円の費用を見込んで 30 坪の 2 棟を今年度見込んでおります。合計で 1,300 万円程度を見込むものでございます。

次に、同じく負担金・補助金及び交付金の空家等活用促進事業交付金でございます。こちらにつきましては、平成 28 年度予算では 520 万円ということで、おおむね 800 万円程度の増額予算というふうになってございます。こちらにつきましては先ほど 4 番清水委員からのご質問でもありましたように、条例を制定することにより、空き家の活用が促進できるのではないかとということで、予算のほうを増額させていただいております。

内容につきましては、こちらの補助金につきましては、空家の寄附、若者用空家バンクの登録、空家バンクの登録に際しまして、ごみの処分費用ですとか相続の手續の費用、その他に係る費用について助成をするものでございます。寄附物件につきましては、200万円を限度に行っております。この200万円限度の基準でございますが、建物の平米1平米当たり掛ける1万円ということで、200万円を助成する場合には200平米以上の建物が対象になります。ですから、100平米の建物であれば、寄附の場合100万円というような内容でございます。

29年度の試算でございますけれども、寄附物件といたしまして200万円掛ける6軒、若者用空家バンクといたしまして、空家バンクの若者用につきましては、若者定住促進ゾーンに賃貸で貸していただける空家物件を対象としておりますので、そちらの部分は50万円が限度になります。この考え方も、1平米当たり1万円ということになりますので、50万円ですとほぼ申請されるほとんどの軒数が限度額まで行きます。こちらが、若者用空家バンクに登録する場合は50万を限度に2軒を見込んでございます。

それと、従来から行っております空家バンクということで、これは定住促進ゾーン以外の、例えば日原ですとか小河内も含まれた全町的なものでございますけれども、こちらにつきましては最大10万円を限度としております。根拠といたしまして、同じように、やはり1万円掛ける平米数ということで考えておりますので、ほぼ全ての物件が10万円を大体、10平米の家というのはなかなかございませんので、最大限の10万円を交付されるような形になります。それを、今年度は2軒を見込んでおりまして、合計で1,320万円を見込むものでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 5番、小峰委員の3点目の質問、86ページの扶助費の中ほど、施設入所支援の内容ということでございますが、これは重度の身体障害者あるいは知的障害者の方が、要は、在宅では生活できない方が障害者施設に入っている場合の総合支援費の中で賄うお金でございます。

現在、奥多摩町では12名の方が施設に入っているんですが、その施設がなかなか近隣ではなくて、一番近いところで日の出舎、あとは東京都内ですと日野の七生福祉園とか小平福祉園、清瀬療護園とか、多摩学園にも2人入っております。遠いところだと、秋田の友生園というところにもございます。それから山梨にもございます。これはいずれも、こういったところに東京都がお金を出して施設を建設して、要するに都の方のために施設を

建てて、そこに入っていたというための費用でございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

101ページなんですけど、森林セラピー健康づくり委託が480万と、保健推進活動事業補助金が90万出ています。町と住民との協働による健康寿命の伸長事業の1つであると思いますが、地域コミュニティづくりにとっても重要な事業であります。活動状況とか町の方針などがあればお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 3番、澤本委員のご質問にお答え申し上げます。

101ページの委託料の森林セラピー健康づくり委託480万円と、その次の19負担金・補助及び交付金、保健推進活動事業費補助金の内容についてということでございますが、まず最初の森林セラピー健康づくり委託につきましては、奥多摩地域振興財団が行っております森林セラピーについて住民の方にも広く知っていただくという目的から、平成23年から実施をしている事業でございます。年間24回実施をしている中で、自治会単位での活動も含めて24回やっております、毎回20万円の委託費を支払っているということで、おおむね最大で25名ぐらいまで受け入れていただいております。

参加者の方からは、一般参加の方には1回500円をいただいております。自治会単位で申し込まれている方には無料で実施をしております。これによりまして、森林セラピーの内容がどういったものかを知っていただきまして、広くPRもしていただきたいということで行っている事業でございます。あわせて住民の皆様の健康にも資するものであるというふうに思っております。

それから、次の保健推進活動事業費補助金でございますが、自治会からの推薦で、現在47名の保健推進委員さんがいらっしゃいますが、各自治会の保健推進委員さんが、みずから企画立案をして事業を実施する際の補助金ということで、1回おおむね3万円前後の事業に対して補助するというところでございます。

21の自治会から出ていらっしゃいますけれども、特に小河内ですとか人数が少ない自治会においては合同でもやっていただいておりますし、これまでの事業実績を皆さんにお知らせをして、こういったこともできるということもPRするというところで、それに同じような内容でも結構ですということでお知らせをしております。

この3月31日をもちまして、現在の任期が満了ということで、今自治会のほうに新たな委員さんの推薦をお願いしているところでございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 112ページのPCBの処理委託の関係についてちょっと詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 5番、小峰委員のご質問にお答えいたします。

PCBの処理でございますけれども、平成28年度第4回の定例会でも補正予算をつけさせていただいて、荷づくりをさせていただきました。こちらにつきましては、旧小河内小中学校、氷川小学校、古里小学校の電気・照明に関するもののPCB廃棄物ということでございます。

このうち、調査委託におきまして、高濃度のPCB安定保管器個数ですけれども、105個、146.8キログラム、ドラム缶1本分です。それと非PCB、PCBが含まれていないもの、こちらが安定器等保管個数が119個、185.99キログラム、こちらはプラスチックの容器で3箱ということで荷づくりをさせていただきました。

今年度ですけれども、予算をつけていただいた際には、早急にこの部分を処理したいということで、PCBの廃棄物収集運搬業務として104万8,000円。あと廃棄物の処理として、これを一体としていますけれども、383万5,000円ということで、こちらは北海道に処分をいたします。

あと産業廃棄物の非PCBの部分ですけれども、こちらは2万円ということで、東京都内で事業者において、指定の事業者において処分をなさということでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、大澤委員。

○2番（大澤 由香里君） 2番、大澤です。

113ページになるかと思いますが、衛生費、下水道の面で、下水道が全町的につながったということで、今、各家庭につながっていない世帯がどれくらいあるかと、あと今後の、つながたくてもつなげない家庭への補助は3年で打ち切るということですが、何か施策が検討されているかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 2番、大澤由香里委員の質問にお答えします。

今現在、奥多摩処理区が平成27年度に工事が全面的に終わりました。昨年6月1日より、丹三郎地区の供給開始が始まって奥多摩全域が今下水道区域内では全面に供給開始されております。

また奥多摩処理区の世帯対象が2,299世帯、今現在、接続率が68.2%、これは3月1日現在でございます。

また、下水道事業というのは、やはり多額の費用をかけた社会資本でありますので、接続が前提条件でありますので、今後、接続の向上を図っていかねばならないんですが、今現在、接続されていない世帯については、全体が593、それで今後は接続率につきましては、今広報または、ふれあいまつりなどでPRを行っているところでございます。

それと、一番今、月定期的に戸別訪問などを行っているんですが、やはり下水法で行きますと3年以内に下水道を接続する義務がございます。

ただ、今高齢者の方が、ひとり暮らしの高齢者だとか、あと経済的理由でどうしても3年以内に接続ができないという方もおられますが、あくまでも町としましては、接続を前提に、今後、推進していきたいと考えております。

また、今後につきましては、継続されていない方につきましては、また戸別訪問だとか啓発運動を強化して、今後対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の03民生費、款の04衛生費の質疑を終結します。

次に、款の06農林水産業費、款の07商工費、款の08土木費について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、大澤委員。

○2番（大澤 由香里君） 2番、大澤です。

131ページあたりだと思うんですが、今年、観光客誘致宿泊補助事業というのをやったと思うんですけども、ここでちょっと、この131ページのどこに当たるのかちょっとわからないんですが、それが27年度の事務報告書を見ますと489件あって、その前の年よりも40件増えたということで、97万4,000円の助成が出ておりますが、29年度について実施

予定はあるのかと、あと西多摩新聞の2月17日づけに、この冬の宿泊キャンペーンということで載ったということなのですが、そのときにはもう既に申込数がいっぱいになっていて、それから申し込まれても、もう受け入れないという状況だったので、もっと増やしてほしいという宿泊関係の方からのご要望もありましたので、そのあたりをお聞きできればと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 2番、大澤委員の宿泊誘致事業についてご説明をさせていただきます。

ページ数で行きますと133ページ。こちらの13、委託料の一番上、観光客誘致宿泊補助事業、こちらのほうがその事業というふうになります。

この事業についてですけれども、平成25年度に新しく始めた事業でございまして、その目的としましては、当町の観光の場合ですと、春から秋までの3シーズンが観光シーズンということで、冬場がオフシーズンによるということで、この冬場の時期に観光客を誘致、さらにはほとんど日帰り型が9割以上を占めている当町において、宿泊型観光への導きというようなことも含めまして始めた事業でございまして。

町の宿泊施設等の料金体系を見てみますと、オンシーズンとオフシーズンの宿泊料金差というのが非常に少ない状況にございます。その中で、町が宿泊者1名につき1泊2,000円を補助し、宿泊施設側が、さらに1万円以上の場合につきましては1,000円を足して、それ以下の場合については500円を足して、都合最大3,000円、この補助を使うことによって、他の観光地との競争力をつけていって、宿泊型の観光に導いていこうということです。

利用者の状況ですけれども、今委員からもあったように、25年度の初年度も同額で計上させていただいております。枠としましては500名分ということで確保させていただいているところですが、初年度につきましては377名ということで、おおむね7割ぐらいの利用の申し込みがあったわけですが、ご記憶にあるかと思いますが、26年2月の大雪というのがありまして、この影響で非常に大きなキャンセルが出たということで、実際の利用は240名ということにとどまりました。

26年度につきましては449名ということで、昨年度は、申し込み人数で言うと552名ということで500名を超える方の申し込みをいただいております。当然、都合等もあってキャンセルが出る場合もありまして、実際に利用された方は487名という状況です。

今年度につきましては、一旦500名を超えましたが、現在ですと495名ということで、



ほぼ予算いっぱいというような状況で、大変好評をいただいております。

3月の15日までが期間ということで、期間前に既にいっぱいになっている状況でございますけれども、一部キャンセル等も出た場合、有効的に予算枠内全てをこの事業に使っていただくためにまたPRもしていき、そして、今観光協会のほうに一部事務費も入っているんですが、事務費の一部を削ってでも、例えば4人で申し込みされまして、残り枠が2名という場合については4人分までを対象にしようということで、弾力的な運用はさせていただいているところです。

大変好評だということは私も認識をしております。また利用者を見てみますと、ゼミですとか卒業コンパですとか新年会といった、非常に若い層の方が多く使っているというのもアンケート等を見ていきますと見えてくる部分でして、初めて町に来たという方も結構おりました、これだけいろいろ施設があつていいところだということを知らなかったということで、今度はいい時期にもう一回来たいなんていう、うれしい回答もいただいたりしていますので、そういったことを考えながら、今後、施設側の意見ですとか町の当然予算もございまして、その辺を検討して、今後どうしていくのかということを考えさせていただきたいと思っています。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

9番、原島委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島です。

2点質問させていただきます。まず1点目なんですが、125ページの款の06、節の13の委託料で214万。これは松くい虫駆除対策費で毎年出ているんですが、今年も場所的なものが、いつもダムのほうのところをやっているんですが、大分まだ枯れていて効果がどうなのかなとその辺もあわせながら、今年度、28年度の実績から見て29年はどの辺をやるのか、それを教えていただければと思います。

それからもう1点。P136の款の07の商工費、目の02の節の13の委託費で、観光用公衆トイレ総合清掃委託ということで、非常に今、町としても町長も力を入れて、町の方も大分トイレにつきましてはきれいになってきたというようなことも言われておりますし、山の人も、町のトイレはきれいになったねと、キャンプ場のほうでも言われて、我々町民としても、そう言われるとうれしいのかなと思います。

しかしながら、まだ、場所的には汚れているところもあるようでございます。約1,000万近くの観光用清掃委託費を総合的に取って、総合的な掃除の会社をつくって全面的にや

るような話も伺っております。細かい点は結構ですが、今後の方向性についてちょっと教えていただければありがたいのかなと思います。

2点よろしく申し上げます。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 9番、原島委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、松くい虫の対策関係の事業についてでございますけれども、松くい虫というのは、マツノザイセンチュウという線虫が木の中に侵入することによって、水を吸い上げる管を詰まらせて松を枯らしてしまうという病気でございます。これは、マツノマダラカミキリというカミキリ虫に寄生している線虫が木の中に入っていくということで、これを入れても被害が及ばないように、人間で言うと予防接種に当たるのがこの樹幹注入事業ということで、木にあらかじめ予防接種をしておいて、その線虫が入ってきても増殖することができない、死滅してしまうという、そういう薬剤を注入していくという事業です。

これについては、保全すべき松林に関する計画というものを東京都環境局のほうとつくっております。対象となっておりますのが奥多摩湖周辺の小河内神社ですとか箭弓神社ということで、奥多摩湖の全域がエリアということになっているわけではありません。

また、登記の天聖神社周辺も対象になっておまして、全体で400立米という、木の材積で言いますと400立米というのがこの樹幹注入を対象するエリアになっております。

効能期間というのが4年ということになっておりますので、中3年を抜いて4年周期で100立米ずつ、4年間で一周できるような形でやっていくというふうになっております。効果はということについてなんです、ほかでかなり松が枯れているところを見かけると思いますが、樹幹注入をした場所においては、若干二、三本とか枯れることはありますが、ほとんどが残っているということを考えますと、非常に効果のある事業というふうに思っております。

ただし、100立米分で二百数十万というお金がかかるということになってきますので、これを全町的な松全てにできるかということ、そういうことでもない、保全して景勝地として残していくべき松というものについて計画を立てて、そこを保護するために実施しているという事業になります。

それから2点目の、トイレの総合清掃委託の関係でございますけれども、こちらは、これまで個人の方ですとか、それから自治会を含めた団体に、トイレの清掃をお願いしてきたところです。施設の整備については、逐次計画的にシャワートイレ化を図りながら、洋

式トイレということでインバウンダーにも対応できる、またいろんな方が使って気持ちのいいトイレというものを整備していく予定ですが、あわせて日ごろの維持管理というのが非常に、それ以上に重要な事項になってくるということで、今回、清掃を専門的にやる委託をこの中に組んでいこうということで計上をさせていただいたものです。

全部では今回、大沢のトイレを入れますと 41 カ所になりますが、今回は第 1 弾ということで、20 カ所分、ほぼ半分の 20 カ所分について清掃を一元的に行うための予算を計上をさせていただいております。

このきれいにするトイレという、どういう清掃をすればきれいなトイレができ上がるのかというところが非常に 1 番肝心なところでして、日本トイレ協会というのに昨年入らせていただきました。ここを通じまして、さまざま今、情報やいろんなことをいただいているところですが、ネクスコ中日本、中日本高速株式会社、これはサービスエリアですとかパーキングエリア、非常に多くのトイレ等の施設を持っておりますので、この清掃の内容についてご教示をいただきたいということでお話をしたところ、快く受けいただくことができました。今、ですので、ネクスコさんの中日本で使っている清掃マニュアルは既に提供いただいているところです。

それから、もう 1 点として、その清掃マニュアルとあわせて清掃のための研修というものをやっていかないと、新規に今、委託で新たな清掃する方をこれから育成して清掃をしていただきますが、この清掃も、あわせて研修委託というのを見させていただいていますが、この中で、受け入れをネクスコさんができないかということで今、打診をさせていただいています。最終的にこの 2 人程度を今予定してございますが、40 カ所程度を常に、常にといっても利用者がいるので、その利用者が 1 人利用した後だともう汚くなってしまうので、利用側のマナーというのも当然ありますけれども、きれいに使っていただくためにどの程度の人数、どの程度の器具が必要かということで、まずは半分の 20 カ所をやっているながら、その後の一括の管理をお願いしたいということで、車の 2 台も 2 名の対応ということと、それから器具については、ポリッシャーと呼ばれる床を清掃する機械ですとかバキュームクリーナーと呼ばれる下を吸い取るような機械ですとか、今まではモップやブラシやということでやっていたものを、専用のトイレの器具を使って清掃していくことによって非常に、いつでもきれいなトイレに持っていこうということで、こちらにつきましては、奥多摩総合開発さんへの委託を考えております。というのは、今、一部トイレ清掃をやっているのと、ごみ収集等もしております、最初の 2 名ですと、例えば病気になられたですとか冠婚葬祭関係で、急遽、何日間も休むということになってきたときにローテ

ーションが組めなくなるというリスクがありますので、ごみ収集をやっている方の若い方の中で、二、三名の方にも一緒に研修に参加していただいて、穴をあけない、常に清掃が1年間通してできるような、そんな委託をしていきたいということで計上させていただいたところです。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、清水委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。137ページの観光施設整備事業費でございます。

委託の中に、奥多摩小屋施設解体等業務委託ということで、説明ではベランダとごみ撤去という説明をいただいているんですけども、どの程度の規模といたしますか、ごみ等はどの程度のものかということと、あとその下の観光トイレの改修工事、この辺の具体的な内容があれば、その辺も含めて2点お願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 4番、清水委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず奥多摩小屋の解体等の委託についてですが、以前にもお話をさせていただきましたが、この小屋自体は昭和34年建設ということで、55年以上が経過した小屋ということで、また、標高1,800メートルの積雪の多い地域に建てられているということが非常に何回か大規模な補修はしておりますが、施設全体がもう痛んでおります。そういった中で、特に傷みが激しいのがベランダの部分と、それから入って行って、議員もよくご存じだと思いますが、ストーブがあり、その一番奥に寝室的な部屋があると思うんですが、あの部屋がもう床が抜けそうぐらい、また柱も少し斜めになってきているということで、こちらについてはもう宿泊させること自体が危険を伴うということから、その部分の取り壊しを考えております。あわせて、以前の一般質問の際に、町長から答弁をさせていただいていますが、基本的には、この小屋も限界ですので、既に廃止という方向でやるということで、この1年間で廃止のためのPRをしていながら、取り壊して1年間運営をし、翌年度から営業を廃止としていきたいという考えです。ですので、取り壊し部分についてはおよそ半分弱ぐらいが29年度に、ベランダそれから奥の部屋という部分が壊す予定でいますので、半分弱ぐらいが29年度に取り壊す予定というふうになっております。

それから奥多摩小屋の周辺の、ごみの関係についてでございますけれども、まずこのご

みの経緯でございますけれども、奥多摩小屋の北斜面にすずたけの群生地といいますか、1面ササの林があったのですが、ササ類は60年間ごとに全部が枯れるという、そういう周期でございます。こちらについては、昨年全部が枯れたところ、ササの藪の下からごみが見えてきたと。これまではササで見えなかったものが枯れたことによって見えたということで、6月の段階で水源林側の辺は水道局水源林がほとんどですので、巡視をしている中で確認をして町のほうに連絡がありました。

その後、町のほうと水源林のほうで対応を協議しまして、とにかく撤去をしていこうということで始めたものでございます。なお、このごみについては新聞報道でもありましたように、1970年前後ぐらい、昭和でいいますと、40年代から50年代の頭ぐらいのごみということで、非常に古い時代のごみで、今は捨てられたものではございません。この時代のごみですとか生活環境といったことを考えますと、例えば東京都の中では多摩川については生活排水がそのまま流されて、死の川だとか、病める川というふうに使われていた時代です。またの夢の島も焼却することなく、ごみをそのまま捨てていたということで、東京ごみ戦争なんていう言い方もされていた、その時代のごみでして、ここに捨てられているごみ、捨てた方については、そこまで大きな問題意識だとか悪意があって捨てたものではないというふうに考えております。

ただ、今の時代に照らしまして、ごみをそのままにしているのかということ、環境という問題から言うと、やはりそれはよろしくないだろうということで、昨年からこのごみの対策を水源林さんと町、町も観光産業課だけではなくて、各課の応援をいただいて、ごみ収集運搬という作業をこれまでに延べ8回行ってございまして、全部で88名、一部日本山岳会の方もご協力いただけるということで、一緒にやっております。延べで88名の方がごみの収集に当たって、75リットルの袋に今340袋ほど、量にしますと約2.5立米ぐらいになるかと思いますが、これは既に収集をし、そのうち240袋については背負いおろしを、私も含めて職員は背負っておろしてきたところですが、これでもまだまだごく一部ということで、とても人の手だけではおろすことが不可能ということから、今回委託の中で、この収集したごみをこの小屋のトタンですとか、おろすべきもの、これと一緒にへりでおろしてしまおうということで予算組みをさせていただきました。

そんなことで、こちらは小屋の一部取り壊し、それから昔捨てられたごみの回収作業ということで、委託を組ませていただいております。

それから観光トイレの改修工事の関係ですけれども、工事費の上の13委託料の中に、観光トイレ改修設計委託というものを載せさせていただいております。これは今ある未改修の

トイレの設計をやっていくということで、対前年比で言うと 900 万円増額して、ここで主要なトイレの設計をほとんどやってしまうという計画でいます。その中で、毎年計画的にオリンピック前までに主要なトイレを改修したいという意向がありますので、優先すべき利用頻度の高いもの、またその中で全体予算の中でできる量というのを考えて小さいものを一部入れるとかいうことで、うまく予算を使わせていただきながら、効率的にトイレの改修に当たりたいということで、今この段階でどのトイレをとということではなくて、この設計を終わった段階でできるものからうまく効率的にやっていきたいということで、予算を載せさせていただいております。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、木村委員。

○1 番（木村 圭君） 133 ページ、商工費観光費、節の 19 になります。西多摩地域入込客数調査負担金ということで、331 万 6,000 円ということになってはいますが、この内容と、この結果をどのように生かしているのか、その辺を教えてください。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 1 番、木村委員の西多摩地域入込客数調査の負担金についての内容をというご質問についてお答えをさせていただきます。

この入込客調査につきましては、これまでも 5 年ごとに調査を西多摩全域で一斉に行うということで、西多摩広域行政圏が今回窓口となって、西多摩地域の入込客調査をやるということになっております。

調査の期間につきましては、30 年 3 月 30 日までということで、1 年間をかけて 29 年度に西多摩地域を訪れた観光客の方がどれぐらいいたかという調査をするものでございまして、調査は幾つかのカテゴリに分かれておまして、1 つは、各観光施設の利用者数を全部集計して、そこから推計をしていくものと。それから夏と秋に入込客の動向を直接調査するものということで、調査地点を設けて、そこで利用者数のカウントをしたりですとか、アンケートをとったりというような集計作業をしていくものになります。

こちらについては、これまでも同様に行ってきたところですが、今回、今言わせていただきました調査に加えまして、初めて外国人観光客調査というのを取り入れることになりました。これは調査地点の中で英会話等ができる調査員を置くことによって、アンケート等にも含めて外国人の推計をするための調査をするものです。

奥多摩町でいいますと、一番東側が大丹波の国際釣り場から、一番西側は水と緑のふれ

あい館まで、あと日原も入りますが、この周辺ですとか、ダム周辺ですとか、はとのす周辺ですとか、町内全域、10カ所を調査地点として、そのうちの8カ所を一般のアンケート調査、そして今予算上ですと1カ所、奥多摩駅周辺で外国人のアンケートもやっていこうと思って予算を載せさせていただいております。あわせて西多摩広域行政圏のほうで、こちらについては見積もりを今取っているところで、この見積もりが確定した段階で、また実際に支払う額というのも決まってくると思うのですが、外国人観光客、これから非常に動向やどのくらい来ているのかという人数を把握する必要があるものがございますので、これは非常に重要な調査だと思っていますので、力を入れてやっていきたいと思っています。

利用についてですけれども、この調査結果というのは奥多摩町や西多摩の各市町村の観光入込の情報というだけではなく、東京都の観光部ですとか、観光局がこのデータを使ったりして、今回のビジョン、ご質問いただいた自然公園ビジョンの中でも前回データを見て利用客が増えているということで、このビジョンをしっかりとつくって、またそのための予算を取って自然公園の中を整備していこうというふうに結びついておりますので、こういった調査をやって増えているという実態が見えることによって、またここからさまざまな施策ですとか、事業というものに発展してくるものだというふうに、これまでの実績から見て思いますので、この点についてはとてもこの調査結果がまた重要なものになってくるという認識を持っております。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 117ページの簡易水道設備、今後この分だけ都に移管されてないわけですし、今後、町で管理するというのはわかっておりますけれども、今後そういう都に移管というようなことはあり得るのでしょうか。

お願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5番、小峰委員の質問にお答えします。

先ほど町長からもお話がありましたけれども、一元化につきましては、上水が一元化になったわけですが、簡易水道施設につきましては今5施設ございます。その5施設ございまして、今、加入軒数が49件、住まわれている方が55名という方で、施設的には老朽化もしていますし、今後継続的に水道の一元化につきましては、東京都には一応働

きかけてはいるのですけれども、老朽化施設でその費用対効果とか、総合的なものを考えると、今の時点ではちょっと厳しいのかなというようなことでございます。

ただ、今後、うちも住まわれている方がいますので、安定供給につきましては、今後継続的にまた進めていきたいと思っておりますので、その一元化のほうもあわせて今後も推進していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに、質疑はありますか。

11 番、師岡委員。

○11 番（師岡 伸公君） 11 番、師岡です。

ページでいきますと、118 ページ。報償費、治助イモ普及促進協議会委員報償とあります。私は畑は全く素人で、治助イモのつくる難しさというのが余り理解できないうちの 1 人なんですけれども、今、シルバーさんが、今というか、ここ数年かけてシルバーさんが一番つくりやすい地域を模索しながらいろいろ活動していただいて、そろそろそのあたりの方向性も見え始めたころなのかなというふうに思いますけれども、町長の挨拶の中、施政方針の中がちょっと記憶ないのですが、要するにつくる人が少ないと、つくれば出ていくと。そういう需給関係だというふうなご説明があったかと思いますが、要するにつくる人を増やさなくちゃいけないというのが今、状況でよろしいわけですね。となると、やはりつくり手を探すご苦労が課題かと思うのですが、例えば耕作放棄地ですとか、適合地域でそういうものがあるのかどうか。またシルバーさんあたりが窓口になって会員さんを募集するときに、やっぱりそういう可能性のある人たちにお声をかけるとか、そういう方向性をやっぱりつくっていかなくてはいけないのかなと、私感じますが、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。わさび塾がありますので治助塾なんかもあるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 11 番、師岡委員の治助イモの普及の促進といいますか、栽培の促進についての方法ということでご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

治助イモにつきましては、今年度、初めて試験販売ということで、はとのす荘ですとか、宿泊施設、あるいは料理店等に 1 キロ当たり 300 円ということで、これまで販売をしていた額よりも少し抑えた価格で販売をさせていただいたところ、非常に好評でございまして、用意した 280 キロ程度のイモがあつという間にはけてしまったということで、今、販売するイモのほう足らないという状況になっております。



一方で、この促進協議会の中では、昔から耕作をしている峰谷地域の方にも入っていたいて、傾斜の緩やかな土の肥えた場所で作った治助イモが形も大きく丸くなってくることから、果たしてこれを治助イモと呼んでいいのかというようなお話もありまして、昨年、農協さん、それから改良普及センターの所長さんや普及員の方、こういった方が全部集まっていたいて試食会、いろいろな地域のいろいろな形のイモを試食して、本来の粘りですとか、風味というものをどの形までがいいのかということで選定をしていただいた上で、今年度また種イモの選定会である程度ですので、種イモとして取ったものをそこで売る側ですとかに回してしまっていて、種イモは少し少なくなったはなったのですけれども、全部ここで種イモのほうははけてしまった状況ということで、今後イモをつくっていきながら、なおかつ種イモの確保をしていく必要があります。

この中で、今出ているお話としては、種イモはやはり種イモ専用の畑をつくっていくべきではないのかと。それを峰谷地域のほうがいいのではないのかというようなこともありますが、今委員からお話があったように、イモをつくる担い手の問題、こういうものもやはりあちらの地域だと厳しい部分もあるということで、今年度、今種イモを植えていただくと言っている人の中から、試験穂といいますか、実際に植えつける前のデータから全部取る場所をつくって、その上でイモの適地というものですとか、肥料のくれ方というものもやっっていこうということで、農業改良普及センター等とは協議をしております。

耕作放棄地を利用する場合についてなのですが、1点、農地法の中でちょっと難しい問題がありまして、10アール以上、畑を持っている方が農家という呼び方になりまして、それ以上持っている方でないと農地法上では賃借をすることは、貸し借りをすることができないというのが農地法になっております。それをクリアして利用するためにつくったのが、海沢のふれあい農園で、これは市民農園法に基づく農地の利用ということで、こちらについては農地法の10アールとは関係なくできるということになっております。これについても町長のほうからどうやったら貸せるのか研究しろというふうに指示を受けていまして、今ある方法でできるかなということで、職員のほうにちょっと検討させておりますが、そういう合法的に貸せるような、まずは状況をつくった上で、町が貸す、仲介に入る場合につきましては、正規の方法で貸せるようにして、いなか暮らしのほうでもきっと畑や山をやってみたいという方、いられるはずですので貸せるようなことを考えて、そこにまた貸すことについて、治助イモをある程度の一定の割合でつくることを条件に安く貸すとか、そういうことをやっっていこうと今考えております。ちょっとまだいつから始められるとは計画的には決まっておりますけれども、そういう方向で広げつつ、また法もクリアしな

がらやりたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 15 分から再開とします。

午後 2 時 00 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

○委員長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 20 号 一般会計予算の歳出の質疑を続けます。款の 06、款の 07、款の 08 について、質疑はございませんか。

10 番、村木委員。

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木でございます。

1 点教えていただきたいと思います。ページの 140 ページ、地籍調査事業の関係でございますけれども、この地籍調査の仕事というのはものすごい大変な仕事、手間のかかる仕事でございますけれども、特に奥多摩のような広い自治体の場合は大変な大仕事なわけでございますけれども、計画的に毎年実施をしておりますけれども、奥多摩町全体、あと何年ぐらいたったら一通りの仕事が終わるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 10 番、村木委員の質問にお答えします。

地籍調査事業につきましては、山林を除く民有地、国道、都道、町道を対象に平成 17 年度日原地区から、また東地区の大丹波から始まりまして、今現在、棚沢地区を実施しております。また、今後の予定でございますが、来年は白丸地区から来年の 29 年に白丸地区から始まりまして、36 年に原の西地区ということで順次計画的に地籍調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに、質疑はありませんか。

4 番、清水明委員。

○4 番（清水 明君） 4 番、清水です。

141 ページと 142 ページにかけてでございます。141 ページのほうは、13 委託料の中に

ございます、鳩の巢御岳線予備設計委託、この内容につきまして。それから、次のページ、142 ページの工事の中にございます、白丸丸の内西線道路新設工事、こちらが計画年度、単年度なのか、複数年度なのか。あと延長ですね、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 4 番、清水明委員の質問にお答えします。

まず1点目の、鳩の巢御岳線予備設計につきましては、前に見晴亭があったところがございます。そこから国道から町道に接続し、雲仙橋の方向へ行く途中が、今現在狭い部分で、将来的に拡幅工事を今予定している詳細設計となります。

次に、白丸丸の内線の事業につきましては、全体延長が320メートルございます。それで、一応東京都の市町村土木補助事業、財政支援をいただいて、5年計画で今進めているところでございます。今年度につきましては生活館先の約19メートル、今後につきましては、今現在ちょっと休止の場所が多くて、メーターが、今ちょっとメーター当たりの単価がかさんで確保できない状況でございますが、その先に行きましたらちょっと構造物も少なくなりますので、メーターが確保できると思います。それで接続先がグリーンウッドの手前に接続する予定でございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

2 番、大澤委員。

○2 番（大澤 由香里君） 2 番、大澤です。

先ほどの清水委員の質問と重複する部分もあると思うんですが、137 ページの観光トイレの改修工事について、町民の方から、よく奥多摩駅の駅前のトイレが余りにも汚いと。何でこれを早くやらないんだというふうなご意見をいただくのですね。観光産業課のほうに以前お伺いしたときには、駅前総合開発ということで、予算も大きく使ってやる予定なので設計にも時間がかかるというふうなお答えをいただいたんですけども、具体的にいつごろというのはわかりますか。何回も町民の方から言われるんですね。いつできるのいつできるのと言われるので、わかっていれば教えていただけるとありがたいです。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 2 番、大澤委員の奥多摩駅前のトイレの改修の計画がいつごろかというご質問についてですが、今まさに委員がおっしゃったように、トイレ観光案内所、それから駅前広場というものが一体的にあそこにはあるものですから、トイレ

単体を取り壊して直すということではなくて、駅前の広場、それから観光案内施設トイレというものを一体的な計画の中で整備を進めようという考えで、いつということになりますと、現段階ではまだいつ計画を立てて、いつ着工するという計画にはなってございません。

こちらについては、うちの課だけということではなくて企画財政課の方とも調整をしながら進めていくということで、トイレの清掃に関しては、今もシーズンにつきましては、午前と午後の、ここは2回、奥多摩駅だけがシーズン中1日2回清掃ということで、清掃の頻度が一番高くしているところなんです、やはりそれ以上に利用者が多いということと、もうかなり古くなっているということもありますので、今回この清掃方法等の見直しの中で、少しでも不満が減るような、そういう対応を当面図っていきたいというふうに思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） 澤本です。

戻って118ページのワラビの栽培管理とあるのですが、ワラビは昨年どうだったかというのと、もう1点、124ページのシカ対策用モノレールがあるんですが、これもどういう、点検になっていますけれども、どういう活動をしているのかなと思って、ちょっと教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 3番、澤本委員の最初の質問のワラビの栽培についてのご質問について、初めにお答えをさせていただきたいと思います。

ワラビの栽培につきましては、平成28年度の当初予算に計上させていただきました。これまで綿羊の放牧しようとして利用をしておりました峰谷の峰地区のいら畑の放牧場を自生しているワラビもあるということで、ここを2カ所あるものをワラビ園という形で栽培をし、雇用と、それから地場産物の振興というものを図っていこうという観点から、平成28年度に小河内振興財団のほうに委託をさせていただきまして、まずは開墾という作業、こちらなかなかワラビの農作物としての栽培という実績がこの関東周辺ではほとんどない状況で、東京都農業改良普及センターのほうでも文献等からの指導はできても、実際の栽培の指導というのは普及員でさえ難しいというようなことから、今、栽培指針として出ております徳島県山菜栽培指針というのをちょっと参考にしながら、模索をしながらやって

いるところですが、28年度につきましては、まずかたいところでのワラビの生育はよくないというようなことから、バックフォアを使った開墾作業、土を掘り起こして開墾をするということで、こちらのほうは既に完了をしております。

それからあわせてワラビの苗といいますか、根の部分の植えつけをするのですが、こちらについてもその指針によりますと、徳島で適期というのは2月ということなんですが、奥多摩よりも大分南に位置する温かいところということで、農業改良普及センターとも協議しまして、今月下旬、20日ぐらいに植えつけをしようということで、今段取りをとっているところですが。

29年度につきましては、これにあわせてさらにワラビとコシアブラとタラの芽という3つの山菜の追加での植栽を行うということと、あわせて一部出ているものの摘み取りと、それから販売をやっていこうということで、28年度の5月につきましては一束150グラム前後ぐらいのものを数十束取って、水と緑のふれあい館の売店で売ったところ、非常に好評で売れていくということが確認できていますので、これを摘み取って地域の宿泊施設ですとか、それから飲食店等に卸して、なおかつ加工品ができれば今度はお土産品ということで普及していくことが可能だというふうに思っております。

ただ、こちらについては繰り返しのなってしまうんですが、なかなか栽培のためのノウハウというものが東京都でさえ持ってないというような状況で、今大学等との連携ができないかということで、大学のそういった農学ですとか園芸ですとか、そういう学部のある大学のほうに打診をしていきながら、産学官ではありませんが、そういう形で一緒になってやっていくような方向性もあわせて今検討させていただいているところですが。

特にコシアブラについては高木、高くなる木で、成長してしまうと30メートル近くまで高くなってしまいう木です。これはある大学の先生のほうと相談したときにお話をされたのですが、リンゴの木のように仕立てることによって、脚立程度でずっとその摘み取りができるような仕立て方というものができるのではないかという話でしたので、そういうことをやることによって、今度は摘み取りの手間というのも省けて効率もよくなるというようなことから、こういう専門的なアドバイスもいただきながらさらに進めていきたいと。そして2カ所のうちの1カ所、手前側については0.8ヘクタール程度で比較的なだらかな傾斜、奥多摩でいうと平らといってもいいような場所ですので、ここは摘み取り型の農園といいますか、一般の観光客の人が来て料金を払って摘み取る農園として。2カ所目の奥の方は1.3ヘクタールほどあるんですが、かなり傾斜が強いですので、ここは財団のほうで摘み取って加工販売をする場所ということを目指してやっていきたいと思っています。

なお、ワラビの指針によりますと、摘み取れるようになるまで植えつけから3年程度は要するというふうに書いてありますので、あと2年程度は少なくとも必要かなということ、この間やっていきたいと思っています。今、柵等も一部壊れていまして、ワラビです。獣はとりませんが、その他のものがとる部分もございまして、その辺の対応もあわせて図りながらやっていきたいというふうに思っております。

それから2点目のモノレールについてですけれども、このモノレールはシカ被害対策の一環として、以前にご質問いただきました獣害のときにかなりの大ダワの崩壊のお話をさせていただきましたが、そのときにシカの捕獲だけではなくて、シカ被害に遭った森林全体の再生という観点から、町のほうから要望させていただいて、平成17年に東京都の4分の3の補助でつくったモノレールです。延長は全部で3,033メートルということで、安寺沢を出発しまして、本仁田の山頂直下を通り大ダワまでというルートになっております。

利用状況ですけれどもこちらについては今年がこれまでのところ、95日間利用しております。こちらについては捕獲という観点だけではなくて、奥には奥多摩武蔵野市民の森という、ウスバのシカ被害地を今年で12年目になりますが、森に戻す作業をやっていまして、これの手入れですとか。あるいは市民等の市議の議会の皆さんの視察、こういったことですとか、それから氷川保善会さんをはじめとした、周辺に森林を持つ森林所有者の方の利用、さらには今水道局で、水源林の買い取り制度を行っておりますが、この川苔周辺でモノレールが整備されているのはここ1カ所だけということになりますので、水道局のほうでも、このモノレールは多く利用していまして、近年でいいますと今年に限っていいますと水道局の利用が一番多い状況となっております。

それからこれは二次的の利用ということになりますけれども、森林の保全や再生以外に山岳事故ですとか林野火災といったことの場合にも対応ができるようにということで、警察署、消防署と協定を結んでおりまして、このモノレールの鍵、警察、消防双方に預けてございます。ですので、有事の際につきましては町に断りなく使っていくということになっておりますので、何かあった場合については、このモノレールで行くというふうになります。事実、17年に整備したすぐ後、18年の春ですが、運転講習会を警察、消防、それから消防団の方も入っていただいている最中に、本仁田山で山岳事故が起きて、途中で講習を中止して即実践という形になりましたが、そんな形で、ただ単に森再生だけではなく多面的にこのモノレールは使っております。

なお、モノレールにつきましては、2セットございまして、1セットは運転手を含めて乗員定員が5名、荷物が200キロまでということになりますので、2セットで10名、400

キロまで運べるということで、いろいろなことにご利用をいただいています。利用料金の方は取っておりません。満タンに入れておくので使った方は満タンで燃料をお返しくささいというだけでございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

6 番、石田委員。

○6 番（石田 芳英君） 116 ページの農作物有害鳥獣対策事業費の中の委託料のところでございますけれども、今回、鳥獣防止対策事業の緊急システムということで、GPS をサルにつけて調査されるというような先ほどご説明でしたけれども、行動様式を調査されるのかなと思うんですけれども、どのような調査項目で調査されるのかということと、その結果をどのように活用されるのかということを教えていただければと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 6 番、石田委員の獣害対策の設備関係のご質問にお答えをさせていただきます。

このGPSにつきましましては、平成 28 年度の事業予算の中でGPS 3 基と、それを収集するための端末、タブレットですけれども、こちらを整備をしてございます。その上で 29 年度につきましましては、さらに 4 基整備するというふうになっております。

サルにつきましましては、現在確認をしているところでは、奥多摩町には 7 つの群れ、7 群でございます。頭数は推定ですが 300 頭ということで、議員の皆さんも近所の方からよくサルの被害について苦情をお受けになっているかと思いますが、少しでもこのサルの被害を少なくするために、この委託の中の追い払い事業という中で、専従のサルを追い払う人を猟友会の中で選んでいただいて、通年でサルの追い払い事業をしていただいております。今はテレメトリーという発信機でサルの位置情報を見、里に近づいている群れについては、追い払っていくという方法をとっていますが、GPS が設置されることによって、その時期の出没の特異的な箇所というものの把握ができてきます。これは単年とかいうことではなくて、複数年かけてそのGPS のいる位置というものを傾向で見っていくことによって、その後の効率的な追い払いの事業に結びつけていこうということで、非常に細かく取ればいいんですが、電池で動く当然、機械でございますので、頻度を上げてしまうと電池が消耗してしまって、あっという間になくなってしまいうということで、今設定しているものは 1 日 1 回の位置情報を送るだけということになっております。またこのGPS を設置するには当然ですが群れにいる生きていますサルを一旦捕まえなければいけないという、これ

が非常に難航する作業と、もう1つには、捕まえたサルをGPSかけて放すと、地元の方が放すなという、そういう見方も当然ではありますがありますので、ご理解をいただきながらまたどうやればうまく捕まえられるかというようなことでやっています。

現在、今年度の3頭につきましては、つい先日最後の群れにGPSを設置することができまして、3つの群れについては、とりあえずGPSを設置することができたという状況です。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

145 ページに、小丹波と大丹波に若者住宅の建設が予定を組まれておりますけども、前に、小丹波の第一住宅ですか、ちょっと不具合があったりしているんで、そこら辺はよく検証してよりよいものをつくっていただきたいと思うんですが、この2カ所の若者住宅について、どのような規模か教えてください。

○委員長（高橋 邦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5番、小峰委員の質問にお答えします。

来年度、小丹波地内の若者住宅と大丹波地内の若者住宅につきまして、今計画を進めているところでございます。小丹波の住宅につきましては、今、小峰議員からもご指摘ありましたけど、今まで建築しました建物につきましては不具合等が生じている部分もございますので、それらを検証して改善できる部分については改善しながら建設のほうを進めていきたいと考えております。

また小丹波につきましては、敷地面積が557.0平米、約168坪になります。それで建物面積が232.88平米のメゾネットタイプの2LDKとなりまして、長畑の災対住宅と同じような間取りを今予定してございます。

次に大丹波の若者住宅につきましては、木造2階建ての1棟3戸、敷地面積が1,110.9平米、336坪を予定してございまして、建物面積につきましては163.62平米の、これは坂下の若者住宅を建設予定でございます。

今後につきましても、今まで建設してまいりました建物等の使用状況だとか、そういったものを踏まえまして、今後はよりよい、住みよい建物を建築していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の 06 農林水産業費、款の 07 商工費、款の 08 土木費の質疑を終結します。

次に、款 09 消防費、款の 10 教育費、款の 11 災害復旧費、款の 12 公債費、款の 13 諸支出金、款の 14 予備費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11 番、師岡委員。

○11 番（師岡 伸公君） 11 番、師岡です。

ページでいきますと 156 ページ、節 08 報償費の中で、一番最下段、学校運営協議会委員報償と出ております。東京都の補助をいただきまして歳入にも計上されておりましたですけども、いわゆるコミュニティスクールの準備のためのものというふうに思います。額は少ないですけども、奥多摩の今後の教育を左右する非常に重要な施策であるというふうに思います。

29 年に奥多摩中学校から翌年に小学校というふうにお聞きしておりますけれども、導入からの経過、それから今の概要、進捗状況、その委員会の構成のことですとか、そのあたりをぜひ教育長さんからご答弁をいただければありがたいなと思います。

それから、やはり奥多摩中学校がコミュニティスクールの先駆となるわけで、非常に重要な要素を含んでいると思います。委員皆様のご意見も学校側との意見交換ももちろんですけども、やっぱり住民皆様、それから保護者の方々の意見もできるだけ反映させていただきたいと。

少々長くなって大変恐縮なんですけれども、やはり今まで今日までに住民ですとか、それから保護者からお聞きした意見も今日ちょっとここで披露させていただいて、そのあたりも勘案していただいて進めていただければありがたいかなというふうに思います。と申しますのは、先日、奥多摩中学校の説明会でいろいろな形で新入生の保護者の方、お話を聞いたそうなんですけれども、やはり時代の流れでしょうか、説明会のスタイルもどんどん変わってきて、やっぱり今 I T の教育が進んでいるので、そういう機器を駆使していろいろな説明もされたそうなのですが、中にはやはり保護者の方でもう少し肉声でやっぱり教育方針ですとか、これから学校がどうやっていくんだというふうな、ちょっと熱い思いも聞きたかったななんていう保護者の方が何名かいらっしゃって、そのあたりも少しこのコミュニティスクールを進めていく上で非常に大事な要素なのかなというふうに私は思いました。

申し上げていいかわかりませんが、極端な例でいくと、やっぱり私学も検討しておけばよかったなんていう保護者も現実的にはいらっしゃいました。細かい事情が全部私聞き取っているわけではありませんけれども、たとえ1人でもそういうふうな話が出るということは、ちょっと残念なことなので、今後いろいろな形でそういう少数意見ではあるかと思えますけれども、どういう形でそういうことが出てくるのかも少し調べていただいて、今後の方針に生かさせていただければなというふうに思います。

一方で、3月の下旬、小学校で感謝の会というのがあって、その中で移住してきた子どもが、前の地にいたときには非常に友達との関係が疎遠でいじめられたり、それから学校の勉強でもなかなかついていけなくて、先生に聞いてもなかなか指導してもらえなかったと。その子の性格にもよるのでしょうけれども。ところが奥多摩に来たら、みんな声をかけてくれるし、先生もマンツーマンで面倒を見てくれたり、成績も正直言って上がったと、僕は本当にこの奥多摩に引っ越して来てよかったと。もう周りの人に感謝したいという言葉その感謝の会で述べられたそうです。

こういう定住化対策と教育が本当にいい意味でマッチングしたというのも、つい最近聞いておりますので、そのあたりを今後のやっぱりコミュニティスクールを推進する上において、生かしていただければ大変ありがたいと思います。

それからもう1つ、本当に長くなってすみません。古里小学校のホームページに学校評価が載っております。その中に、こんな地域の方、親御さんの文章が書かれておりますのでちょっと読ませていただきます。

古里小学校にはいじめ問題はないように思いますが、ニュース等で聞くと最近のいじめは巧妙で問題視されないのではないかと感じていました。特に福島県から避難している子どもが、あのようないじめを受けても誰も気づいてくれない、情けない話であると感じました。自分の周りの子どもたちが高学年になり、スマホ等によるいじめの仲間になればいいと最近思っています。休みの日にはiPadやスマホで一步も外へ出ない日もあり心配です。それから、学校にはさまざまな子どもにかかる課題に熱心に全力で取り組んでいると思います。しかし、社会の中で大人のほうがおもしろいほうに、便利なほうに、楽なほうに流れているスピードは速く、学校だけでも安易な方向に流れず頑張っているのは大変意味のあることだと言えます。自分も含めて大人のコミュニケーション能力の低下を強く感じます。子どもにはにこにこ挨拶ができて、大人は狭い道に大きな車でやってきて、身を小さくしてよけている人を後ろ目に、スピードを落とさずに走り抜けるのを目の当たりにして、IT教育も大切かもしれないけれども、体験を大切にする古里小学校の

あり方を大事にしたいものだと強く思います。人と人、人と自然、人と生き物、それらのかかわりをたくさん経験することが人にとって一番大切なことを学ぶ基本だと感じています。

こうしたいろいろな地域の方の意見がホームページに載っております。こうした意見もありますので、ICTの教育の推進とともに、心の教育もしっかりできるような、コミュニティスクールを展開していただけたらと切に願うものです。

長くなりました。ご答弁お願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 教育長。

○教育長（若菜 伸一君） 11番、師岡伸公委員のコミュニティスクールの経過、あるいは構成、目指すものということで、その辺について私のほうからお答え申し上げた後に、原島補佐のほうから住民説明会で出た意見等ということでお答えをさせていただきたいと存じます。

まずコミュニティスクールでございますが、この目的でございます。これは学校と保護者や地域の方々が、ともに知恵を出し合って学校運営に意見を反映をさせると。そのことで一緒に共同しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みでございます。町ではこのコミュニティスクールを平成29年度に奥多摩中学校に導入いたしまして、平成30年度には古里小学校、氷川小学校にも導入をして奥多摩町の全ての学校をコミュニティスクール化をするものでございます。

このコミュニティスクールの導入に際してでございますけれども、教育委員会が任命をした地域住民などで構成をいたします学校運営協議会を設けることということで、今回予算書の156ページに、21万6,000円ほどでございますけれども、金額は非常に小さいものでございますが、これは報償費ということでお一人1回当たり2,000円ということで、これは交通費を含んでということなどで、ほとんどボランティアというふうにご理解をいただきたいと思いますけれども、このメンバー11名でございます。今、地域住民の方が住民の方が3名、町立の小中学校長が3名、保育園関係者が1名、また地域コーディネーターといたしまして2名、学識経験者1名、また教育委員会が適当と認める者ということで、自治会連合会の副会長さんにご参加をいただいているものでございます。

この協議会でございますけれども、学校運営の基本方針を承認をしたり、あるいは教育活動についての意見を述べて、特色ある学校をつくるための協議を行うなど、学校経営方針を具現化に向けて、地域と学校、また保護者が一体となって教育活動を進めていくという仕組みでございます。

今回のこのコミュニティスクールの特色でございますけれども、保護者だけではなくて、学校に子どもを通わせていない町民の方にも学校支援員ということで、広く教育活動に参加支援をしていただくことによりまして、町民の皆さんが、町の子どもの支援をしていこうと。また、学校のために自分の力を役立たせていこうと。そういう思いを持っていただいて、学校運営協議会の委員のうちの支援コーディネーターというのが2名いらっしゃいますけれども、この方たちが地域人材の掘り起こしを進めまして、学校の教育活動のさらなる充実を図っていこうというものでございます。

もう1つ柱がございまして、地域の住民あるいは保護者の教育活動への参加の促進をすることによりまして、地域の活性化にもつなげていこうというのがもう1つの趣旨でございます。具体的には、この地域支援コーディネーターという方が2名いらっしゃいますけれども、この方たちが学校でこういう人材が欲しいんだと、こういうことを教えてほしいという意見を伺って、実際に地域の在家の住民の方の中から、そういった適任者を探していくと。例えばワサビ田のワサビのつくり方を教えてほしいとか、獅子舞を教えてほしいとか、いろんな社会活動文化活動を教えてほしいということが学校側から出たときに、それに対応する人材を選定をして学校に紹介をするというのが実際の仕事でございます。

町では第5期長期総合計画におきまして、奥多摩創造プロジェクトということで若者の定住化、少子化対策を中心に据えまして、15項目に及ぶ支援をしているところではございますけれども、これ一昨年全国の市町村のホームページを全てチェックをして確認したところ、この15項目というのは全部やっているところはございませんでした。そのようなことから、町長が常々申し上げているように、日本一の施策ということでございますけれども、この日本一の子育て支援策を積極的に推進していく中で、これら経済的支援と、車の両輪をなすものは何かというのを考えたときに、教育の質であったり、教育の内容であろうかと思っております。町に住む子どもたちの教育をどのように進めていくかということは、子育て世代の親御さんにとって最も重要な関心事であろうかというふうに考えております。

学校に安心して通わせたい、子どもに力をつけてもらいたいという親の強い願いを実現をしていくとともに、子どもたち自身が通いたい、あるいは通いつけたいと心から思えるような学校づくりをこのコミュニティスクールの導入によりまして、地域、家庭、あるいは保護者が一体となって進めていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） それでは私のほうから、保護者からの意見というところで紹介させていただきます。やはりタブレット端末等を使ってICT教育の推進というところも今やっているところではあるんですけども、家のほうにタブレット端末を持って行ったときに、やはりその中でゲームをやったり、勉強をやってないというような意見もありますので、その辺のところも今後学校のほう、また教育委員会も一体となって、もう少しそういうSNSルールとかそういうのをつくってもらえないかというようなお話もありました。

その辺も含めて、このコミュニティスクールの中で地域とともにある学校づくり、その辺を進める中で、教育委員会、学校と一体となって、そういうSNSルール等も作成していきながら、いっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 11番、師岡委員。

○11番（師岡 伸公君） すみません、ありがとうございました。

私は何もゲームをやったり、それはいけないとは個人的に思ってないんですね。それよりもやはり、意欲を持ってやっぱりやる気持ちを、子どもにも親にもぜひ伝えていただきたい。その1点でございます。

どうかよろしく願います。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

7番、宮野委員。

○7番（宮野 亨君） 2点お伺いいたします。

消防のほうは全体的な、ちょっと質問がずれるかもしれないのですが、新しい立派な庁舎ができました。以前、給食センターで仮の消防署になっていましたけれども、その前給食センターは今後どのような活用をなされるのか、もし聞けましたらお願いしたいのと、もう1点は156ページ、節の役務費のところの通信のところの細菌検査手数料、この細菌がちょっと気になっているので、ちょっとわかったら教えていただきたい。

以上2点です。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 7番、宮野委員の1点目のご質問、消防署の今まで使っておりました仮庁舎、その跡地はどうなるのかということですが、その跡地につきましては、消防署のほうで、やはり引き続き利用したいということで、災害時等に応援を呼んだときの宿舎ですとか、またそのほか訓練等に使用する部分で、引き続き使用していきたいということでございます。

訓練等、特にあの裏の登記原のグラウンドの土手ですか、あそこが訓練会場ということになっておりまして、そこら辺も含めた中での施設ということで利用していきたいということでございます。

○委員長（高橋 邦男君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） 教育指導費の12番役務費、細菌検査手数料ですけれども、こちら今手元に資料がございませんので、後ほどご回答させていただきます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、石田委員。

○6番（石田 芳英君） 150ページの消防費の消防施設維持管理費の中の防災行政無線のデジタル更新委託ですけれども、この内容についてお伺いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 6番、石田芳英委員のご質問にお答えいたします。

150ページのデジタル更新委託の内容ということでございますけれども、防災行政無線につきましては、今アナログ回線を使用しているということで、今後のデジタル化への移行ということにつきましては、何回か議会のほうでもご答弁をさしあげているところでございます。平成34年でアナログが全て使えなくなるということで、それまでの間に町の中、今の各家庭にある戸別受信機まで含めてデジタル化に対応したものに変わっていかねばならないということでございます。

今年度28年度につきましては、今放送室、定時放送等をしている放送室、あるいは宿直室と、あと消防署の宿直、そこから火災等の緊急の放送をしているわけですが、その卓の操作卓ですね、放送するための操作卓の入れかえ等を実施いたしました。

29年度につきましては、今後町内をデジタル化していく中で、やはり電波が非常に飛ぶ範囲が狭くなるということで、デジタル化するに当たっては、町内にアンテナ等を立ててある程度対応しなければならないということが、業者のほうからも言われておりまして、その部分で、特に小河内地域、日原地域等、そういう部分でどの位置に、どういう施設をアンテナ等含めてどういう設備を立てたらいいかということで、29年度のデジタル化の委託につきましては、そちらの設計委託を考えております。

またその後の予定でございます。平成30年度ではそれらに基づいて、そういう地域のデジタル化に向けたアンテナ等の設備の更新を行い、31年度から34年度までの間で、今の3カ年で各家庭への戸別受信機の更新を予定しておりますけれども、やはり早急に対応したほうがいいというふうにも考えておりますので、そこら辺3年ではなくて、もっと早い

期間でできれば、そのあたりも対応はしていきたいということが今後の予定でございます。

○委員長（高橋 邦男君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） 先ほど7番の宮野委員のご質問に答弁漏れがありましたので、お答えさせていただきます。

先ほど教育指導費の12番役務費の細菌検査手数料でございますけれども、こちらにつきましては中学生の職場体験の検便の検査でございます。30検体分の検査手数料ということでございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 177ページの郷土芸能保存団体協議会補助金が6万円出ていますけれども、去年までは郷土芸能の記録映像という項目があったと思うのですが、一通り撮影は終わっているのに、なしになったのかなというような気もしますが、そこら辺をどう考えているか、お聞きしたいと思います。

それからもう1点、179ページのふれあい館の改修工事負担金というのが出ていますけれども、これは建てかえを予定しているということでしょうか。

○委員長（高橋 邦男君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） それでは、5番の小峰委員のご質問にお答えします。

郷土芸能のDVDのデジタル化につきましては、昨年度で終了しているというものでございます。来年度につきましては記録はもうございませんということで、予算のほうはありません。

それと179ページのふれあい館更新計画改修工事負担金でございますけれども、こちらは建てかえということではなくて、それぞれ来年度につきましては外壁の改修、それと防水改修、それと展示室の機械設備改修等が主な工事となっております。部分的に改修をするというものでございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに、質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） すみません、ちょっと聞き漏らしちゃったのですけれども、郷土芸能の記録映像はもうやらないというふうに、よろしいんですか。

○委員長（高橋 邦男君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） 5番の小峰委員のご質問にお答えします。

郷土芸能の記録映像につきましては、昨年度終了しましたので来年度はもうございません。もう終わったということでございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに、質疑はありませんか。

3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） 184ページの歩く大会で100万も入れているんですけども、昨年50万、今回増額についてどのような狙いがあるかちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（高橋 邦男君） 教育課課長補佐。

○教育課課長補佐（原島 保君） 3番の澤本委員のご質問にお答えいたします。

こちらの歩く大会運営委託につきましては、隔年の行事でございまして、去年は歩く大会はやっておりません。ということでお答えいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 教育長。

○教育長（若菜 伸一君） 3番、澤本委員の今の歩く大会の関係でございましてけれども、これは隔年で今まで町民運動会と交互にやっていたものでございましてけれども、今年度については、これから体育協会、あるいはスポーツ推進委員等と協議をして、どういった内容がいいのかということで検討をすると、それで実施をしていくということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに、質疑はありませんか。

3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） 1点ちょっと188ページ、お聞きします。

一時金の借入利子があります。これは年間10億まで借りるといふことの予定があるみたいですけど、範囲として。実際借りる予定は、去年もありましたけれども、今年度も借りる予定があるのか、またどういふふうな何回ぐらい借りるとか、そういうことが我々もわからないのですけれども、ちょっと教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、澤本委員のご質問にお答え申し上げます。

188ページのところでございます。公債費という款の12のところの中の利子の中に、(02)で一時借入金利子ということで、本年度の計上は6万7,000円ということでございます。この関係につきましては、一般会計予算書の1ページの部分になりますけれども、議決事



項のところの第3条というところに一時借入金という項目がございます。ここに今、澤本委員が申されました一時借入金の最高額は10億円ということが明記されております。

この内容でございますけれども、基本的に利子については歳計に入るということで、予算書のほうに利子分は載っています。ただし、その基となる本体の、限度額で言うと10億円の部分というのは、これは1年以内のやりとりの場合は、歳計外という考え方でありますので、予算書のほうには載ってこないということでございます。その場合、逆に言いますと見えないというところが今のご質問の内容かと思えます。決算書のほうではあくまでも利子が何円支出されたかということしか残らないということ、そこでああ、使ったんだなという部分はわかるということだけなのですけれども、現状のまずお話なんですけれども、こちらにつきましては、公益財団法人東京都区市町村振興協会という団体がございまして、こちらのほうが近年3億円を一時借入させていただいております。

最近の借入の期間は1年間、4月から翌年の3月までが会計年度なのですけれども、その中で1月から3月というところで借りております。こちら町の場合ですと、4月とか6月になりますと普通交付税とかも入ってくるのですけれども、そのときは平気なんです、年を明けてきて、ちょうどいろいろな工事が完了し始めるということ、そのころになると、道路工事なんかですと市町村土木補助ということで建設局からもお金がくるのですけれども、そういう補助金の関係というのは、ほとんどが会計が終わるといって、出納閉鎖の4月5月という部分に入ってくるという状況になっています。そのこともありまして、ちょっと1月から3月の分が若干手薄になってくるというところがありまして、そちらの1月から3月というところで、現在のところは3億円をお借りしているというところでございます。

こちらの振興協会でございますけれども、現在、河村町長が理事を就任されているということで、各区市町村の長の方や議長さん等が名を連ねているというようなところでございます。

この貸付金の原資なのですけれども、サマージャンボ宝くじの、これが原資になって、それを62の区市町村に貸し付け事業としてやっているというものでございます。オータムジャンボのほうもあるのですけれども、これは歳入のほうでありましたように、配分の収益ということで交付金がまたこれがきているというような流れになっています。

かつては基金等が町が平成12年度前後あたりは非常に少なかったということもありまして、その当時は本当に限度額近い9億円を借りていて、4月から3月までほぼフルに借りていたということもありますけれども、近年若干基金残高もありますので、その辺の繰

りかえ運用も活用しながらという中ではありますけれども、1月から3月については少し手薄になるということで、その期間だけお借りしているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の09 消防費以下、款の14 予備費までの質疑、並びに議案第20号の歳入歳出項目別の全ての質疑を終結します。

これより、議案第20号の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

2件質問したいんですけども、1件は、先ほど質問をし忘れたんですけども、それも含めてよろしいでしょうか。

まず1点目は、ドローンの研究費用の計上がないように思うんですけども、それはどういうふうになっているのかということと、それから、29年の当初予算の概要を見ますと、（2）のところ、去年も言ったと思いますが、途中から読みますと、事業全般の事後検証の強化と制度や事務事業の必要性や有効性を吟味し、必要な見直しをし再構築を図るというようなことで書かれております。前にはP D C AやB C P、S W O T、K P Iなどの手法を活用してよりよい施行するんだというようなお話がありましたけれども、事後検証が少し足りないように思うんですが、その点はいかがででしょうか。

○委員長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番小峰委員のご質問、最初のドローンの部分ということで、研究費用の計上がないのではないかとということについてでございます。

ドローンに関しましては、現在、国立情報学研究所N I Iというところですけども、そちらと共同研究の契約を結んでおりまして、平成28年度から研究を進めているところでございます。平成28年度の当初予算のときに、ドローンの関係で予算計上していた部分につきましては、ドローンのいわゆる機械の購入費の10万円というものでございました。

今回の3月補正の部分で、その部分は全て皆減ということで落とさせていただいたんですけども、その理由というのは国立情報学研究所と共同で研究をしていることによって、その購入等をする費用が不要になったというところで、町の持ち出しがなく研究が進めら

れていると。その研究に関しては、特に町のほうから負担金を求められているという状況ではございませんので、平成 29 年度の予算については、ドローンの研究は現在進行形でありますけれども、町の予算としての持ち出しはないという状況でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 私のほうからは、2 点目の町のさまざまな事務事業の事後検証が甘いのではないかというようなお話ございましたけれども、毎年、夏には、全課を対象にした実施計画のヒアリングを 3 日間かけて行っております。その際には、当然に費用対効果も含めて、毎年毎年精査をし検証しながら各年度の予算に照らしたローリングをしながら、着実に事業を進めております。

いずれにしましても、町の行政改革というのは東京都の市町村交付金に直接に関係をしてきますので、我々は毎年その都度、人件費が一番多くかかるわけでありましてけれども、職員の削減、それと各種経費の削減、いろいろな経費を削減しながら、住民皆さんの福祉、教育の向上に努めておりまして、決して検証が甘いというわけではございませんので、この分につきましては重ねてご理解をお願い申し上げます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに、質疑はありませんか。

2 番、大澤委員。

○2 番（大澤 由香里君） 議案 20 号 29 年度奥多摩町一般会計に対して、質問ではありませんのでご答弁は必要ありませんが、一言意見を述べさせていただきます。

国の統計によると、労働者の平均賃金は安倍政権発足後、実質で年 19 万円減少しています。また、2 人以上世帯の実質家計消費支出は 16 カ月連続で、対前年度比マイナスを続けています。安倍晋三首相が強弁する好循環など生まれていないことは明らかであります。そんな中安倍内閣が決定した 2017 年度の政府予算案は、アベノミクスと消費者頼み路線の行き詰まりのしわ寄せを国民に押しつけ暮らしを痛めつけるものになっています。格差と貧困の是正を求める国民の声に逆行して、暮らしの予算はさらに削減抑制されました。医療、介護など社会保障費の自然増分が 1,400 億円も削減され、老齢、障害年金や、ひとり親家庭の児童扶養手当も減額されました。文教予算や、農林水産予算、中小企業予算も、軒並み減額となり、給付制奨学金は創設されるものの対象は極めて狭い範囲に限定され、高い学費に苦しむ多くの学生の願いにほど遠い内容です。

低年金への上乘せや、介護保険料の低所得者減額も先送りされました。さらに、2017 年度以降も、介護保険への 3 割負担導入、要介護 1 から 2 向けの生活援助などの保険給付外

し、かかりつけ医以外を受診した場合の合計額負担導入、湿布薬など、市販品類似薬の自己負担引き上げなどの制度改悪が狙われています。

一方で軍事費は、5年連続の総額で、5兆1,251億円の過去最高となっています。墜落事故を起こしたオスプレイ4機の購入費391億円などが含まれます。戦争する国づくりを進める危険な予算です。米軍への思いやり予算など、米軍関係の経費は3,985億円と過去最高になりました。また、大型公共事業予算は増額され、リニア中央新幹線の建設支援のため、1.5兆円の融資枠も計上されました。膨らむ福島原発事故の処理費を国民負担で賄う方向で、東電支援のための交付金を新たに計上しています。

富裕層優遇の不公平税制や、大企業向けの減税は毎年のように行われ、12年度に37%だった国と地方を合わせた法人実効税率は2016年度には29.97%まで下げ、2018年度から29.7%まで下げることを行っています。こうした大企業優遇の政治のおかげで大企業の業績は上向き、2015年度は大企業の経常利益、当期純利益とともに史上最高額を更新しています。大企業にため込まれた内部留保も386兆円に上ります。安倍首相が言う、大企業がもうかれればその恩恵がしたり落ちるというトリクルダウンは起きていません。貧富の格差は広がるばかりです。

こうした国の悪政の下で、町にはより一層町民の暮らしを守る防波堤の役割が求められます。2017年度の町の予算では、第5期長期総合計画に即した若者の定住化対策と少子化対策を重点課題とした予算編成となっており、不要不急の大型開発などもなく、基金もやみくもにため込むのではなく、目的のはっきりした積立であることを評価したいと思います。また町独自の子育て支援策とともに、高齢者に対する施策も数多く行っており、国の悪政に対する救援策とも言える事業をやっていただいていることも高く評価したいと思います。

しかし、安倍政権の社会保障大削減、暮らし圧迫の悪政から住民を守る防波堤としての本来の役割を果たすには必ずしも十分とは言えないと感じます。JRの一方的な通知による減便、券売機の撤去、駅員の削減など、切り捨てとも言える合理化が進められ、バスも依然として走っていない地域が存在するなど、公共交通の問題は危機的状況です。来年度も西東京バスに多額の補助金を出していますが、本来、公共交通は国の責任で整備すべきであり、赤字を町が負担するのではなく、ぜひ国や都の責任で公共交通の整備を図ってほしいという要望を粘り強く上げていただきたいと思います。

社会保障に関しては、政府の相次ぐ削減によって非常に厳しい財政運営を強いられています。町としてなるべく町民に負担をかけないように、できる限りの努力をしてくださ

ているということはわかります。しかし、国保の広域化などに伴い、税金の値上げを余儀なくせざるを得ない状況に追い込まれており、結果として町民の負担が増え、暮らしを圧迫することになっています。町として、国や都にさらに強く意見をさせていただきたいと求めます。

また先ほど福祉保健課長のお話にもありましたように、子育て支援策が18歳未満の子どもを持つ全ての保護者に対する経済支援であるのに対し、高齢者施策は現物給付であり、見えづらいものであると同時に、多くのサービスは全ての高齢者に行き渡るものではありません。よって、疎外感を感じている高齢者も少なからずいます。

昨年の町長のご答弁にありましたが、70%の高齢者が満足だというふうにありましたが、逆を言いますと30%が不満に思っているということです。今後、先ほどの澤本委員と副町長のお話にもありましたが、サービスのPRに努めるとともに、全ての高齢者に手を差し伸べる、差し伸べられるきめ細やかな施策を講じてほしいと思います。

それから町民の多額な税金で改築されたはとのす荘は5月で2年を迎えますが、今のところ赤字経営とのこと。はとのす荘については、町民からそのうち経営破綻するのではないかという声が聞かれます。町長は奥多摩総合開発が全体として黒字だからいいというようなことをおっしゃいますが、町民はそれでは納得しません。奥多摩総合開発としても、いつまでも赤字の事業を抱えているわけにはいかないと思います。はとのす荘を町内の商店の活性化、町民の雇用の増加、ひいては町民の福祉の増進に一翼を担う存在であるべきものとするためにも、黒字経営にすることが求められています。

今後も経営状況を注視してまいりたいと思いますが、町の責任としてはとのす荘をどう黒字にしていくのか、町民に示していくことが必要だと思います。地方自治法第1条にありますように、住民の福祉の増進を図ることこそ自治体の使命です。常に町民の声に耳を傾け、町民のためになる財政運営、事業の執行を心がけていただきますようお願いしまして、地方自治の本旨に立った奥多摩町の発展を求めて、議案第20号、平成29年度奥多摩町一般会計予算に対する意見表明といたします。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

9番、原島委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

一般会計予算について意見を述べさせていただきます。一般会計62億円、前年比2,000万円の減、0.3%減でございますが、特別会計、事業会計を含む全会計では、前年度比1,931万8,000円増で、0.2%増加となっております。実質上では増加予算となっております。重

点施策である少子化若者定住化対策事業費 9,631万3,000円で、特に保育園の保育料の全額助成や、高校生までの医療費助成、給食費全額助成など15項目にわたる子育て支援を実施し、また町営若者住宅やいなか暮らし支援住宅、若者定住化応援住宅等、全国でも先進的な取り組みを行っており、少子化対策、若者定住化対策を東京都の総合交付金等を充て、積極的に推進しているのが現状でございます。

老人福祉においては3億7,418万円で、高齢者や高齢者地域支援事業、高齢者見守り相談、高齢者緊急通報システム、高齢者外出支援サービス等をはじめ、22項目の多岐にわたり、高齢者に対して手厚い支援を積極的に行っているのが現状でございます。町の財政指針である健全化比率も順調に推移しており、その中での予算編成であり相対的に評価できる予算内容であると思います。

最後になりますが、29年度の予算執行が実のあるものになるように進めていただきたく、29年度の予算総括の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質問ありませんか。

6番、石田委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

私も平成29年度予算に関しまして、質問ではなく総括意見を述べさせていただきたいと思います。今までの町長答弁、あるいは施政方針演説にもありましたように。懸案であった諸課題も乗り越え、また今後の課題につきましても第5期長期総合計画にのっとり、東京都の協力を得て推進されるとのことで新年度予算も各所にそのような方針、あるいはご苦労かにじみ出ているのかなと思います。

まず歳入面では、町税と地方消費税等の各種税金に関する交付税の減少、地方交付税の増加を大きな特徴として見受けられました。事業を行う上では、財源の確保が何よりも大事とされ、今後も行政インフラの構築や行政サービスの維持、向上にはいかに財源確保するかということが課題になってくると思いますが、仕事づくりによる町税の増加、またふるさと納税の推進、あるいは国、東京都からの財源確保も含めよろしくお願ひしたいと思います。

次、歳出面では、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた各種施策や、観光振興、子育て・若者定住化対策事業の推進、森林に関する間伐、枝打ち、バイオマス等の事業、町道や林道、あるいは橋梁などのインフラ整備、また本年度は日本語学校の開校、そして特徴のある教育など、メリ張りのある予算編成かなと感じます。

この中で1点、注視しているところは公会計の導入でございます。平成29年度、あるいは平成30年において完全に移行されるとのことですが、かなり大変な作業でないのかなと想像いたします。システムのハードやソフト面の構築、その後の運用面における操作性の向上や研修など、課題も多く出てくるのかなと思います。公会計の持っているマネジメント機能や行政財産、一般財産の的確で効果的な管理運用機能、迅速な意思決定など効果も出てくると思いますので、円滑な移行が進みますように期待いたします。

次に、庁舎に関する課題ですが、耐震審査を受け一昨年度より庁舎建設基金の積み立てが始まりました。将来に対する安心安全な庁舎に向け、また各種の情報発信、そして人々が自然と集えるような庁舎が実現されますよう期待いたします。

また2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、日本一に観光トイレがきれいな町の実現を目指しておりますが、多くの観光客が来町し、特に外国人のインバウンド観光を見据えたきれいなトイレが町の強みとなるように推進されていますけども、新設トイレの予算化も含め期待するところであります。

今までの事務事業の見直しで、財政の健全化も図られておりますが、下水道債の償還も控え、キャッシュフロー上は的確で健全な財政運営が今後も一層求められると思います。その面について公会計の導入については、先ほど小峰委員もおっしゃいましたけれども、PDCAと言った名前の中で、最後のAであるアクションの部分が、地方交付税のチェック等でやっているというお話でしたけども、今後どのような機能や役割が発揮できるか。そしていかに活用していくのか、マネジメント部分で有効視されておりますので、一歩前進して充実されることが大変喜ばしいことだと思います。

このような仕組みや、それから現在、ホームページや広報などで以前よりわかりやすく、迅速に発信されてきております。行政の見える化が進行中であり、町議会だよりも同じことが言えますけれども、町民の皆様が親しまれる広報が何より必要とされ、評価されてきております。一層の見える化、そして政策に関しましては、わかりやすい説明をお願いしたいと思います。

理事者の皆様が大変ご苦労して、苦心して策定した平成29年度の一般会計予算、そして特別会計を含めた全8会計の予算が効果的で効率的に執行され、実りのある予算に、そして効果が目に見えるような予算となりますことをご期待申し上げまして、大変雑駁でございますけれども、総括意見とさせていただきます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 20 号の総括質疑を終結します。

これより採決します。

日程第 2 議案第 20 号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 20 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 3 時 50 分から再開とします。

午後 3 時 30 分 休憩

午後 3 時 50 分 再開

○委員長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 21 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算の質疑を歳入、歳出含めて一括して行います。

何か質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 21 号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第 3 議案第 21 号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 21 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 22 号、平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算の質疑を歳入、歳出含めて一括して行います。

質疑はありませんか。

7 番、宮野委員。

○7 番（宮野 亨君） 宮野でございます。



8 ページの節 12 役務費の説明のところの真ん中辺の、ピアノ調律代金、ピアノをいつも、これかなりの回数ピアノを使っているのかだけ、ちょっと。中学校なんかですとしょっちゅう使うのですけれども、ふるさと村でピアノの使用率をちょっとお聞かせいただければと思います。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 7 番、宮野委員のご質問にお答えをさせていただきます。

このピアノ調律代についてですけれども、年に 2 回ほどやませみ亭というレストランでコンサートを行っております。この際に演奏者に演奏をしていただくための調律代ということで、調律をするのはその演奏の最初の回の前にやっているということです。

利用頻度ということですが、これ以外で調律を必要とするようなものを含めて、ピアノの利用というのは余りないという状況でございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 22 号の総括質疑を終結します。

これより採決します。

日程第 4 議案第 22 号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 22 号については、原案のとおり可決するものと決定しました。

次に、議案第 23 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算の質疑を歳入、歳出含めて、一括して行います。

質疑はありませんか。

2 番、大澤委員。

○2 番（大澤 由香里君） 2 番、大澤です。

国保税が 29 年度から上がるということで、細かい説明をいただきましたが、町民の方に説明するのに各世帯別にどれぐらい上がるのかという試算がわかれば教えてください。

○委員長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤委員のご質問にお答えを申し上げます。

ちょっと確認なんですけれども、各世帯別というのは、初日の議案上程の際にお配りした資料で、1人世帯から4人世帯にかけてのシミュレーションをお出ししたんですけれども、それということではなくてですか。

○2番（大澤 由香里君） もう一度お願いします。

○福祉保健課長（清水 信行君） 当日の資料で横版でお出しした資料が、当日配付の資料でございますが、5ページ、6ページ、これは64歳以下の世帯で、7ページ、8ページが65歳以上の世帯なんですけれども、現行税率で申し上げたのが、例えば5ページの下から9行目の所得200万円というところですね。これが給与収入ですと311万5,999円という世帯収入のところ、現行ですと17万5,600円のところが5%改定ですので18万3,500円、7,900円の、これは1人世帯なんですけれども、1人7,900円上がるという、そういう説明をさせていただいたつもりでございます。それが右にいきますと2人世帯ですと1万700円の負担が増えると。

6ページにいきますと、同じ行ですが1万3,500円上がる、その右にいきますと1万4,000円上がると、そういう資料でございます。

同じくこれが65歳以上ですと、例えば5行目ですと所得97万円、年金収入217万円のところ、現行税率で見ますと7万2,500円のところが7万6,400円、3,900円のアップと。そういう資料なんですけれども。

こういう説明だと難しいということでしょうか。この資料のつくった所得段階は、もう少し別の所得段階のものが欲しいということでしょうか。

○2番（大澤 由香里君） いや、所得はこれで多分大丈夫だと思います。大丈夫です、すみません。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

9番、原島委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島です。

1件、ちょっと教えていただきたいのですが、ページ数が22ページの款の08節の13で委託料で、糖尿病性腎症重症化予防事業委託と、これはどんなことをやるのか。というのは、糖尿病が増えますと、年間1人500万ぐらいかかると。これが増えれば町の健康保険に大分財政的に圧迫をするというようになります。これを予防するのではないかなと思うのですが、どんなようなことをやるのか、予算としては438万5,000円取れておりますので、ちょっとその辺の内容、もしわかれば具体的に教えていただきければありがたい。

いかんせん、糖尿病患者を増やさないということが一番大事でしょうから、よろしく願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは9番、原島委員からのご質問にお答えを申し上げます。

この委託料で糖尿病性腎症重症化予防事業委託でございますが、これはまず特定健康診査等事業費という中で含まれておりまして、特定健康診査を受けていただいた方のデータを分析をいたしまして、それとあわせて国保の被保険者の方で糖尿病としてお医者さんにかかっている方、そのレセプトデータも含めて分析をいたします。それを糖尿病性腎症であるという病名がついている方について分析をして、比較的軽い方について、今かかりつけのお医者さんとは別のお医者さんに、例えば今想定しているのは奥多摩病院等でございますけれども、そちらのほうで指導をしていただくということも考えております。そのためデータの分析の費用が主なものでございます。

これは今年度からも実施をしているのですけれども、実際に十数人の方にお声かけをしたのですけれども、なかなか今かかりつけのお医者さんにかかっているもので、そこまで別の方の指導は要らないということもありまして、年度途中からの事業だということもありますので、実際には1人のみが今年度は実施をしております。ですから平成29年度におきましては、年度当初から勧奨も含めて事業実施をして、なるべく委員がおっしゃったように、糖尿病から透析に至るといような、悪化を防ぐことを重点的に行ってまいりたいと思っております。

これは国のほうでも、これは重点事業としてやっております、実は平成30年の国保の都道府県化にあわせて、保険者努力支援制度という新たな補助制度が創設されます。それで、その保険者努力支援制度については、前倒しで平成28年度から実施をしております。その中の実施の中の要件の1つといたしますか、これをやればポイントが増えるという中に、この糖尿病性腎症の重症化予防事業というのが含まれておりますので、私どもの町では、これをいち早く実施をするということで、補助金をなるべく多く確保したいということで実施をしているものでございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 23 号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第 5 議案第 23 号について、原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 23 号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 24 号 平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を歳入、歳出含めて、一括して行います。

質疑はありませんか。

2 番、大澤委員。

○2 番(大澤 由香里君) 滞納状況について教えてください。

○委員長(高橋 邦男君) 住民課長。

○住民課長(天野 成浩君) 2 番、大澤委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましても、平成 29 年 1 月末現在ということで、滞納繰越分 9 名で 92 万 4,300 円です。10 万円以上の大口のものが 3 名ということでございます。

○委員長(高橋 邦男君) ほかに質疑ありませんか。

2 番、大澤委員。

○2 番(大澤 由香里君) すみません、再質問で。今の滞納の方の理由はおわかりになりますか。

○委員長(高橋 邦男君) 住民課長。

○住民課長(天野 成浩君) こちらにつきましても、低所得の方ということで、今申しました大口滞納者の 3 名で、合計で 72 万円の方がいらっしゃるということです。

○委員長(高橋 邦男君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(清水 信行君) ただいまのご質問に補足をさせていただきます。

国保の国保税のときも同じような質問があったと思うんですけども、町税についても国保税と後期高齢者医療保険料について、四半期ごとに 1 回、国保の資格証の審査委員会というものを副町長を委員長として、福祉保健課と住民課で審査をしております。

ずっと滞納している方で、いわゆる一般証から 6 カ月証、3 カ月証、それで資格証という形で移っているわけなんですけれども、その際には、滞納されている方の全てについて、それぞれの個々の状況を住民課長、あるいは総合収納係長から聴取をいたしまして、個々の事情を聞いた上で、徴収努力をしつつ、分納されている方については、資格証ではなく

短期証ということで、6カ月証、あるいは3カ月証ということでお出しをしていると。6カ月証、3カ月証というのは一般証と変わりはなく、7割給付で使用できるものなのですが、期間が短くなるということですので、期間が過ぎてしまったら役場に来て証を受け取らなければいけないと。その際に住民課のほうに来ていただいて、収納係長から話をして、分納の分の督促ですとか、もう少し多く払えるのではないかというような、そういう対面でのお話ができるということです。

資格証というのは、いわゆる国保に入っているよという資格が証明できるものであって、窓口では全額自己負担になってしまうんですね。滞納が解消されたときに7割分が戻るといって、現在では1世帯1名の方のみでございます。なるべくなら私どもでは資格証の発行というのはしたくないと思っております、総合収納の係長が常に接触を試みるのですが、なかなか居留守を使ってしまったりとか、要は協力的ではない方といいますか、事情をお話いただいて、分納でそれを少しずつ解消していくということであれば、資格証から短期証に移るということもあり得るのですけれども、そういったこともできない方についてもやむを得ず資格証をお出ししているという状況でございます。

後期高齢者医療につきましては、資格証というのは高齢者ということもありまして、お出しすることはできませんので、短期証ということで滞納者についてはお出しをしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第24号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第6 議案第24号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第24号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 平成29年度奥多摩町介護保険特別会計予算の質疑を歳入、歳出含めて、一括して行います。

質疑はありませんか。

2番、大澤委員。

○2番（大澤 由香里君） 同じような質問で申しわけありませんが、介護保険についても滞納はあるのでしょうか。

○委員長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 2番、大澤委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましても、平成29年1月末現在でございます。滞納繰越分につきましては、32名、192万9,900円ということで、10万円以上の大口の滞納者、10名、153名ということでございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

2番、大澤委員。

○2番（大澤 由香里君） 再質問で申しわけございません。今の方、滞納された方は後期高齢者も国保もみんな同じ方ということもありますか。

○委員長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） ほとんどが同じ方になっております。

○委員長（高橋 邦男君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 今、福祉保健課長のほうから、3カ月に一度審査会を開いています。その委員長が副町長をやっておりますけれども、今、住民課長が言われたように、多くは常習、悪質の方が多いです。先にお金の使い方が普通の方と違うとか、先に家賃とか税金を払うのが本来の行き方なんですけど、そのほかに先に使ってしまうという方々が多いように思われます。

特に、この介護につきましては、今俺丈夫だから、年取ってから厄介にならないからといっても、大抵そういう方が介護保険を使うようになると思うのです。そのためにも当然に滞納整理は強化していますし、これを払わないと1割負担でいいものが3割になってしまいますから、最後は自分の首を自分で絞めるように、そういった説明も担当者がしながら小まめに自宅を回りまして、滞納整理に努めておりますので、ぜひこの辺もご理解いただきたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、大澤委員。

○2番（大澤 由香里君） すみません、再々で。今の副町長の話を伺いますと、払えるけれども払えない、収入があるのに払えないという方が多いということですのでよろしいでしょうか。

○副町長（加藤 一美君） 比較的多い。

○2番（大澤 由香里君） そのやっぱり年代の方は若い方が多いんでしょうか。

○委員長（高橋 邦男君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 再質問にお答えします。

必ずしもそうではないです。若いころから例えばギャンブルが好きだったという高齢者もおりますし、まさにその最中の若い方もおりますし、一概には言えません。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第25号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第7 議案第25号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計予算の質疑を歳入、歳出含めて、一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第26号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第8 議案第26号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第26号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算の質疑を収入、支出含めて一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第9 議案第27号について、原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

これにて予算特別委員会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時19分 閉会



奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長